

社会科学 助成実績報告書

第39輯
2025年5月

NOMURA 野村財団

公益財団法人野村財団

目 次

I. 社会科学助成事業の概要	6
II. 助成実績	
助成実績推移《公募・非公募》	8
採択一覧	
《公募》	
研究助成	10
金融・資本市場のフロンティアを拓く研究助成	15
金融・証券のフロンティアを拓く研究助成	16
「女性が輝く社会の実現」をテーマにした研究助成	17
国際交流助成	19
研究者の海外派遣	
研究者の招聘	
講演会等助成	24
《非公募》	
奨学研究員助成	26
客員研究員助成	27
研究設備助成	28
復興支援奨学制度	29
その他	
寄附講座	30
III. 研究実績	
《公募》	
研究実績報告書	32
金融・証券のフロンティアを拓く研究実績報告書	52
「女性が輝く社会の実現」をテーマにした研究実績報告書	60
国際交流実績報告書	
研究者の海外派遣	64
研究者の招聘	74
講演会等実績報告書	76
《非公募》	
奨学研究員実績報告書	82
客員研究員実績報告書	84
研究設備実績報告書	86

I . 社会科学助成事業の概要

社会科学助成事業の概要

《公募助成》

(1) 研究助成

①研究助成

法学・政治学・経済学を中心とする社会科学分野における研究プロジェクトに対する助成を行います。

②金融・資本市場のフロンティアを拓く研究助成

国内外の金融・資本市場に関する理論的研究、データ分析に基づく実証的研究、幅広い学問分野にまたがる学際的研究、海外の研究者も加えた国際的研究など、金融・資本市場の発展に資する画期的、意欲的な研究プロジェクトに対する助成を行います。

③金融・証券のフロンティアを拓く研究助成

国内外の金融・証券分野に関する経済学・法学等の理論的研究、データ分析に基づく実証的研究、幅広い学問分野にまたがる学際的研究、海外の研究者も加えた国際的研究など、金融・証券分野の発展に資する画期的、意欲的な研究プロジェクトに対する助成を行います。

④「女性が輝く社会の実現」をテーマにした研究助成

「女性が輝く社会の実現」をテーマにした研究プロジェクトに対する助成を行います。

(2) 国際交流助成

①研究者の海外派遣

法学・政治学・経済学を中心とする社会科学分野におけるわが国の研究者の海外派遣。海外における調査、研究および国際会議・シンポジウム・学会・学術講演会等への出席・研究報告・討議参加等に対する助成を行います。

②研究者の招聘

法学・政治学・経済学を中心とする社会科学分野における海外在住研究者の招聘。わが国の研究者が招聘して行われる調査、共同研究および国際会議・シンポジウム・学会・学術講演会等への出席・研究報告・討議参加等に対する助成を行います。

(3) 講演会等助成

①講演会等助成

法学・政治学・経済学を中心とする社会科学分野における講演会、シンポジウム等の開催に必要な費用に対する助成を行います。

②「女性が輝く社会の実現」をテーマにした講演会等助成

「女性が輝く社会の実現」をテーマにした講演会、シンポジウム等の開催に必要な費用に対する助成を行います。

《非公募助成》

(1) 奨学研究員助成

東京大学大学院法学政治学研究科および経済学研究科附属日本経済国際共同研究センターが行う奨学研究員制度に対する助成を行います。

(2) 客員研究員助成

東京大学大学院法学政治学研究科及び経済学研究科の客員研究員を対象とした研究奨励費の助成を行います。

(3) 研究設備助成

大学や研究機関を対象とした、図書・設備備品・特別講義開設準備等の経費に関する助成を行います。(選考委員からの推薦制)

(4) 復興支援奨学制度

岩手大学、東北大学、福島大学において社会科学を専攻する大学院生(原則)で、東日本大震災による家計の経済的困窮が原因となって修学が困難となった学業成績優秀者を対象とする奨学制度です。(大学からの推薦制)

(5) 寄附講座

Ⅱ. 助成実績

助成実績推移 《公募》

年度	研究助成												国際交流助成						講演会等助成						公募合計		
	研究助成			金融・資本市場のフロンティアを拓く研究助成			金融・証券のフロンティアを拓く研究助成			「女性が輝く社会の実現」をテーマにした研究助成			研究者の海外派遣			研究者の招聘			講演会等助成			「女性が輝く社会の実現」をテーマにした講演会等助成					
	申請 件数	助成 件数	助成額	申請 件数	助成 件数	助成額	申請 件数	助成 件数	助成額	申請 件数	助成 件数	助成額	申請 件数	助成 件数	助成額	申請 件数	助成 件数	助成額	申請 件数	助成 件数	助成額	申請 件数	助成 件数	助成額	申請 件数	助成 件数	助成額
1986.5~1986.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	7	250	2	1	50	-	-	-	-	-	-	12	8	300	
1986.10~1987.9	17	8	845	-	-	-	-	-	-	-	-	25	15	515	8	4	140	-	-	-	-	-	-	50	27	1,500	
1987.10~1988.9	33	13	1,300	-	-	-	-	-	-	-	-	30	17	550	4	4	150	3	3	100	-	-	-	70	37	2,100	
1988.10~1989.3	23	12	770	-	-	-	-	-	-	-	-	13	8	320	4	2	80	1	1	50	-	-	-	41	23	1,220	
1989	34	17	1,400	-	-	-	-	-	-	-	-	45	21	745	7	4	155	5	5	160	-	-	-	91	47	2,460	
1990	44	22	1,760	-	-	-	-	-	-	-	-	79	32	1,110	19	10	410	2	2	60	-	-	-	144	66	3,340	
1991	67	28	2,550	-	-	-	-	-	-	-	-	74	38	1,250	20	14	540	3	3	140	-	-	-	164	83	4,480	
1992	67	23	2,050	-	-	-	-	-	-	-	-	72	37	1,359	11	5	210	2	2	310	-	-	-	152	67	3,929	
1993	72	24	1,800	-	-	-	-	-	-	-	-	71	35	1,099	21	8	330	1	1	100	-	-	-	165	68	3,329	
1994	43	21	1,520	-	-	-	-	-	-	-	-	80	31	1,100	18	12	480	3	3	250	-	-	-	144	67	3,350	
1995	39	17	1,500	-	-	-	-	-	-	-	-	85	36	1,212	14	7	283	6	6	500	-	-	-	144	66	3,495	
1996	61	18	1,480	-	-	-	-	-	-	-	-	107	41	1,397	17	7	276	2	2	150	-	-	-	187	68	3,303	
1997	49	24	1,786	-	-	-	-	-	-	-	-	84	29	994	15	10	380	2	2	180	-	-	-	150	65	3,340	
1998	61	19	1,280	-	-	-	-	-	-	-	-	102	35	1,069	24	12	415	3	3	280	-	-	-	190	69	3,044	
1999	43	25	1,360	-	-	-	-	-	-	-	-	79	46	1,320	12	5	175	2	2	121	-	-	-	136	78	2,976	
2000	51	28	1,260	-	-	-	-	-	-	-	-	76	39	1,042	12	7	259	1	1	50	-	-	-	140	75	2,611	
2001	48	25	1,345	-	-	-	-	-	-	-	-	80	40	1,050	13	7	200	3	3	250	-	-	-	144	75	2,845	
2002	59	19	930	-	-	-	-	-	-	-	-	73	34	890	16	11	355	1	1	80	-	-	-	149	65	2,255	
2003	69	21	785	-	-	-	-	-	-	-	-	57	27	615	13	4	90	1	1	80	-	-	-	140	53	1,570	
2004	59	21	765	-	-	-	-	-	-	-	-	57	27	600	21	8	235	-	-	-	-	-	-	137	56	1,600	
2005	51	21	770	-	-	-	-	-	-	-	-	35	16	410	14	7	160	2	2	200	-	-	-	102	46	1,540	
2006	51	23	835	-	-	-	-	-	-	-	-	53	22	610	13	6	150	2	2	100	-	-	-	119	53	1,695	
2007	48	21	685	-	-	-	-	-	-	-	-	39	18	485	13	4	115	3	2	140	-	-	-	103	45	1,425	
2008	49	20	820	-	-	-	-	-	-	-	-	40	24	590	19	8	210	12	7	460	-	-	-	120	59	2,080	
2009	52	34	1,075	-	-	-	-	-	-	-	-	48	23	590	10	5	170	8	4	270	-	-	-	118	66	2,105	
2010	83	25	795	-	-	-	-	-	-	-	-	68	26	665	23	7	180	15	9	500	-	-	-	189	67	2,140	
2011	95	31	1,100	-	-	-	-	-	-	-	-	35	18	490	12	5	155	17	9	400	-	-	-	159	63	2,145	
2012	78	20	1,050	-	-	-	-	-	-	-	-	62	13	570	8	2	100	10	6	409	-	-	-	158	41	2,129	
2013	86	17	911	-	-	-	-	-	-	-	-	58	17	619	8	2	80	10	4	390	-	-	-	162	40	2,000	
2014	112	15	865	-	-	-	-	-	-	-	-	53	13	735	9	3	115	18	5	285	-	-	-	192	36	2,000	
2015	103	15	1,085	-	-	-	48	2	573	-	-	42	9	615	11	1	75	5	3	225	8	2	150	217	32	2,723	
2016	61	14	1,000	-	-	-	24	5	908	-	-	40	15	1,105	6	2	115	8	4	280	3	4	312	142	44	3,720	
2017	97	13	1,000	-	-	-	17	9	1,634	19	2	126	38	8	588	11	3	170	9	3	250	3	5	286	194	43	4,055
2018	75	15	1,000	-	-	-	22	10	2,394	30	4	744	44	9	500	10	3	220	12	4	280	-	5	648	193	50	5,786
2019	81	16	1,020	-	-	-	20	13	3,177	30	4	755	43	6	450	10	4	277	9	3	225	-	4	300	193	50	6,205
2020	68	21	1,213	-	-	-	16	10	1,874	23	4	850	20	2	155	5	0	0	5	1	80	-	1	39	137	39	4,211
2021	51	16	1,115	-	-	-	10	8	1,350	10	3	900	7	3	230	1	0	0	3	0	0	-	0	0	82	30	3,595
2022	69	21	1,824	-	-	-	-	5	1,151	11	2	593	9	3	250	6	3	233	2	1	100	-	0	0	97	35	4,151
2023	33	9	747	-	-	-	-	2	335	25	2	568	21	7	543	8	5	382	4	3	260	-	0	0	91	28	2,835
2024	52	13	985	23	2	450	-	1	300	39	3	540	46	10	673	6	1	62	8	3	240	-	0	0	174	33	3,250
合計	2,334	765	46,381	23	2	450	157	20	13,700	187	20	5,076	2,100	857	29,359	474	213	8,182	203	116	7,955	14	5	1,735	5,492	1,998	112,839

※1985年度～2009年度の助成金額は学術振興野村基金当時の実績、2010年度以降の助成金額は野村財団の実績です。
 ※多年度にわたるものは原則として採択時の金額を掲載していますが、金融・資本市場のフロンティアを拓く研究助成、金融・証券のフロンティアを拓く研究助成、「女性が輝く社会の実現」をテーマにした研究助成、「女性が輝く社会の実現」をテーマにした講演会等助成は各年度の助成件数と助成額を表示しています。
 ※金融・資本市場のフロンティアを拓く研究助成、金融・証券のフロンティアを拓く研究助成、「女性が輝く社会の実現」をテーマにした研究助成、「女性が輝く社会の実現」をテーマにした講演会等助成の合計欄は累計採択件数を表示しています。
 ※助成額は、万円未満を切り捨てて表示しています。

助成実績推移 《非公募》

2025年3月31日現在 (助成額単位:万円)

年度	奨学研究員		客員研究員		研究設備 (図書)		研究設備 (特別講義)		寄附講座		復興支援		非公募合計		公募+非公募合計	
	助成 件数	助成額	助成 件数	助成額	助成 件数	助成額	助成 件数	助成額	助成 件数	助成額	助成 件数	助成額	助成 件数	助成額	助成 件数	助成額
1986.5~ 1986.9	-	-	-	-	1	1,300	0	0	-	-	-	-	1	1,300	9	1,600
1986.10~ 1987.9	-	-	-	-	3	4,250	0	0	-	-	-	-	3	4,250	30	5,750
1987.10~ 1988.9	-	-	-	-	3	4,000	0	0	1	2,000	-	-	4	6,000	41	8,100
1988.10~ 1989.3	-	-	-	-	2	1,700	0	0	1	2,000	-	-	3	3,700	26	4,920
1989	-	-	-	-	4	4,300	0	0	1	2,000	-	-	5	6,300	52	8,760
1990	1	750	-	-	4	3,300	0	0	-	-	-	-	5	4,050	71	7,390
1991	1	1,000	-	-	4	3,300	0	0	1	2,000	-	-	6	6,300	89	10,780
1992	1	1,000	-	-	2	2,200	0	0	1	2,000	-	-	4	5,200	71	9,129
1993	0	0	-	-	2	400	0	0	1	2,000	-	-	3	2,400	71	5,729
1994	0	0	6	450	-	-	0	0	1	2,000	-	-	7	2,450	74	5,800
1995	0	0	10	650	-	-	0	0	1	2,000	-	-	11	2,650	77	6,145
1996	1	500	4	250	-	-	0	0	1	2,000	-	-	6	2,750	74	6,053
1997	1	300	3	105	-	-	0	0	1	2,000	-	-	5	2,405	70	5,745
1998	1	300	-	-	1	1,300	0	0	1	2,000	-	-	3	3,600	72	6,644
1999	1	300	-	-	1	1,300	0	0	1	2,000	-	-	3	3,600	81	6,576
2000	2	500	1	8	1	1,300	0	0	1	2,000	-	-	5	3,808	80	6,419
2001	2	500	2	96	1	1,300	0	0	1	2,000	-	-	6	3,896	81	6,741
2002	2	500	2	64	1	1,300	0	0	1	2,000	-	-	6	3,864	71	6,119
2003	2	500	1	48	1	600	0	0	-	-	-	-	4	1,148	57	2,718
2004	2	500	1	64	1	600	0	0	-	-	-	-	4	1,164	60	2,764
2005	2	500	-	-	1	600	0	0	-	-	-	-	3	1,100	49	2,640
2006	2	500	1	88	1	600	0	0	-	-	-	-	4	1,188	57	2,883
2007	2	500	-	-	1	600	0	0	-	-	-	-	3	1,100	48	2,525
2008	2	500	-	-	1	600	0	0	-	-	-	-	3	1,100	62	3,180
2009	1	200	-	-	1	600	0	0	-	-	-	-	2	800	68	2,905
2010	2	500	-	-	1	600	0	0	-	-	-	-	3	1,100	70	3,240
2011	2	500	2	50	1	600	0	0	-	-	16	2,000	21	3,150	84	5,295
2012	3	500	3	100	1	600	0	0	-	-	15	1,875	22	3,075	63	5,204
2013	3	300	3	100	1	600	0	0	-	-	12	1,500	19	2,500	59	4,500
2014	3	350	2	50	1	600	0	0	-	-	16	2,000	22	3,000	58	5,000
2015	2	350	2	50	1	600	0	0	-	-	14	1,750	19	2,750	51	5,473
2016	2	350	3	50	1	600	0	0	-	-	-	-	6	1,000	50	4,720
2017	2	350	1	50	1	600	0	0	-	-	-	-	4	1,000	47	5,055
2018	2	350	1	50	1	600	1	3,000	-	-	-	-	5	4,000	55	9,786
2019	2	350	1	50	1	600	1	3,000	-	-	-	-	5	4,000	55	10,205
2020	2	350	1	50	1	600	1	3,000	-	-	-	-	5	4,000	44	8,211
2021	2	350	1	50	1	600	1	2,500	-	-	-	-	5	3,500	35	7,095
2022	2	350	1	50	1	600	1	2,500	-	-	-	-	5	3,500	40	7,651
2023	2	350	1	50	1	600	1	2,500	-	-	-	-	5	3,500	33	6,335
2024	2	350	1	50	1	600	1	2,000	-	-	-	-	5	3,000	38	6,250
合計	59	14,500	54	2,623	52	44,450	7	18,500	15	30,000	73	9,125	260	119,198	2,258	232,037

採択一覧 《公募》研究助成

直近5年間の採択を掲載しています。全て採択時のデータです。辞退・中止を含みますので件数が助成実績と一致しない場合があります。

法学・政治学・経済学を中心とする社会科学分野における研究プロジェクトに対する助成を行います。

2024年度

(敬称略)

	氏名	所属機関/職名	研究課題	研究期間	単独・共同
1	川窪悦章	東京大学大学院経済学研究科/特任助教	サプライチェーンと企業行動：国内外の大規模企業間取引データによる分析	2024.4.1 - 2027.3.31	共同
2	川端倅司	北海道大学法学研究科/准教授	地方公共団体の事務のグローバル化の法学的分析と国際比較	2024.4.1 - 2025.3.31	単独
3	木村遙介	東京科学大学工学院経営工学系/助教	企業間ネットワークと技術的イノベーションに関する研究	2024.4.1 - 2025.3.31	単独
4	源河達史	東京大学法学政治学研究科/教授	キリスト教清貧思想が生み出した経済活動を支える法制度について—財団法人	2024.4.1 - 2025.3.31	単独
5	小嶋大造	東京大学大学院農学生命科学研究科/准教授	COVID-19 以後における家計の食品ロス削減に関する実証分析	2024.4.1 - 2026.3.31	単独
6	後藤 潤	政策研究大学院大学政策研究科/助教	イスラム紛争における元戦闘員の脱過激化及び社会復帰過程の解明—ソマリアの事例から—	2024.4.1 - 2026.3.31	共同
7	作道真理	筑波大学システム情報系/准教授	CSR 情報の開示：シグナリングか、それとも、グリーン・ウォッシュか	2024.4.1 - 2025.6.30	単独
8	ターン有加里 ジェシカ	神戸大学人文学研究科/助教	効率かつ公平な分業から乖離する条件の検討	2024.4.1 - 2026.3.31	共同
9	田中佐代子	法政大学法学部法律学科/教授	国連における国家の代表権問題の検討	2024.4.1 - 2026.3.31	単独
10	長谷部恭男	早稲田大学大学院法務研究科/教授	近代立憲主義の理論的・歴史的基盤	2024.4.1 - 2025.3.31	単独
11	原 朋弘	武蔵大学経済学部経済学科/専任講師	脆弱な社会における民族融和と市場分断の緩和：ターゲティングとフィールド実験	2024.4.1 - 2026.3.31	共同
12	山下徹哉	京都大学大学院法学研究科/教授	Digging Deeper: Critical Mineral Regulation and Sustainability Commitments in Japan and the U.S.	2024.4.1 - 2025.3.31	共同
13	山根崇邦	同志社大学法学部/教授	国境を越える営業秘密侵害と不正競争防止法の域外適用	2024.4.1 - 2026.3.31	単独

2023年度

(敬称略)

	氏名	所属機関/職名	研究課題	研究期間	単独・共同
1	笠木映里	東京大学大学院法学政治学研究科/教授	短時間労働者・自営業者・プラットフォームワーカーへの社会保険の適用	2023.4.1 - 2024.3.31	単独
2	源河達史	東京大学法学政治学研究科基礎法学/教授	中世ヨーロッパの清貧思想と経済活動を支える法制度の成立（12 - 14 世紀）	2023.4.1 - 2024.3.31	単独
3	酒井一輔	東北大学大学院経済学研究科/准教授	女性賃金水準および男女格差についての長期推計と国際比較：前工業化時代日本の歴史実証分析	2023.4.1 - 2025.3.31	共同
4	遠山祐太	早稲田大学政治経済学部/准教授	家庭向け電力市場における非線形価格付けとエネルギー補助金に関する実証分析	2023.4.1 - 2025.3.31	共同

採択一覧 《公募》研究助成

直近5年間の採択を掲載しています。全て採択時のデータです。辞退・中止を含みますので件数が助成実績と一致しない場合があります。

(敬称略)

	氏名	所属機関/職名	研究課題	研究期間	単独・共同
5	中條美和	津田塾大学総合政策学部総合政策学科/准教授	選挙がない時期における議員と有権者の乖離：東京都議会議員と有権者の調査を通して	2023.4.1 - 2024.3.31	単独
6	馬路智仁	東京大学大学院総合文化研究科/准教授	「大洋の政治思想史」の創造に向けた国際共同研究	2023.4.1 - 2025.3.31	共同
7	平野実晴	立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部/助教	水ビジネスと国際法：水をめぐる投資紛争において投資家対国家仲裁が果たす役割	2023.4.1 - 2026.3.31	単独
8	前田亮介	北海道大学大学院法学研究科/准教授	「政治外交史」の歴史的源流——戦後初期～高度成長期日本の政治学とアメリカの諸社会科学	2023.4.1 - 2025.3.31	単独
9	三谷羊平	京都大学農学研究科/准教授	健康行動におけるピア効果の推定とその要因の解明	2023.4.1 - 2025.3.31	単独

2022年度

(敬称略)

期	氏名	所属機関/職名	研究課題	研究期間	単独・共同
1 上期	石川 温	金沢学院大学経済情報学部経済情報学科/教授	経済危機データの分析より構築するマクロ統計則および企業の生産性のミクロ的基礎づけ	2022.4.1 - 2023.3.31	単独
2 上期	伊藤 武	東京大学大学院総合文化研究科/教授	先進国における選挙管理機関の独立性と歴史的起源に関する比較研究	2022.4.1 - 2024.3.31	単独
3 上期	岩崎一郎	一橋大学経済研究所比較経済・世界経済研究部門/教授	世界経済の金融発展と経済成長の関係に関する大規模メタ分析	2022.4.1 - 2024.3.31	共同
4 上期	大谷祐毅	東北大学大学院法学研究科/准教授	組織犯罪対策としての捜査手法に関する比較法研究	2022.4.1 - 2025.3.31	単独
5 上期	篠潤之介	早稲田大学国際教養学部/准教授	海外機関投資家の役割の「静かな変容」：規模別株式保有パターンの変化とその含意	2022.4.1 - 2023.9.30	共同
6 上期	辻雄一郎	明治大学法学部(大学院)法学研究科/教授	科学的な不確実性に対するカリフォルニア州の特殊性と普遍性	2022.4.1 - 2024.3.31	単独
7 上期	野中尚人	学習院大学法学部政治学科/教授	比較議会論から見た日本の国会の特質解明－帝国議会以来の制度遺産継承をめぐって－	2022.4.1 - 2024.3.31	単独
8 上期	長谷部恭男	早稲田大学大学院法務研究科/教授	表現の自由の今日的課題	2022.4.1 - 2023.3.31	単独
9 上期	花木伸行	大阪大学社会経済研究所/教授	競争と協力の相互作用と共同体メカニズム：実験分析	2022.4.1 - 2024.3.31	共同
10 上期	平田彩子	東京大学法学部政治学研究科/准教授	子どもに関わる第一線公務員の判断基準：実験による実証と規範分析	2022.4.1 - 2023.3.31	共同
11 上期	福川信也	東北大学大学院工学研究科/准教授	特許と論文の価値がベンチャーファイナンスに与える影響：日本の大学発ベンチャーの事例	2022.4.1 - 2023.3.31	単独
12 上期	松田浩道	国際基督教大学教養学部政治学・国際関係学デパートメント/准教授	国際法と憲法秩序に関する比較法研究	2022.4.1 - 2024.3.31	単独
13 下期	開出雄介	北海道大学公共政策大学院/准教授	国家責任法の歴史的展開の再検討－国家責任法論の新たな基礎構築のために－	2022.10.1 - 2025.9.30	単独
14 下期	加藤雅俊	関西学院大学経済学部/教授	スタートアップに対するVC投資の要因と効果－VC投資家タイプによる相違－	2022.10.1 - 2024.9.30	単独

採択一覧 《公募》研究助成

直近5年間の採択を掲載しています。全て採択時のデータです。辞退・中止を含みますので件数が助成実績と一致しない場合があります。

(敬称略)

期	氏名	所属機関/職名	研究課題	研究期間	単独・共同
15 下期	坂和秀晃	名古屋市立大学大学院経済学研究科/准教授	新型コロナウイルス危機に対する補助金政策が金融市場に与える影響	2022.10.1 - 2024.3.31	共同
16 下期	重岡 仁	東京大学公共政策大学院/教授	コロナ禍における経済状況の変化が若者の選好形成に与えた影響	2022.10.1 - 2025.9.30	共同
17 下期	多湖 淳	早稲田大学政治学研究科/教授	憲法9条が持つ安心保障効果をめぐる実験研究	2022.10.1 - 2023.9.30	単独
18 下期	内藤久裕	筑波大学人文社会科学研究所 国際公共政策学位プログラム/ 教授	途上国でのモバイルマネーの拡大が人的資本蓄積および起業活動にあたえる影響	2022.10.1 - 2023.9.20	単独
19 下期	中山洋平	東京大学大学院法学政治学研究科/教授	民衆階層の政治的急進化と公共サービスの市場化：西ヨーロッパ諸国の比較分析	2022.10.1 - 2024.9.30	単独
20 下期	武藤 祥	関西学院大学法学部政治学科/ 教授	自由民主主義の「裏面史」－非・自由民主主義の多様性と正統性の解明	2022.10.1 - 2023.9.30	共同
21 下期	茂木快治	神戸大学大学院経済学研究科/ 准教授	経済指標と新型コロナウイルス関連統計の時系列的予測	2022.10.1 - 2024.9.30	共同

2021年度

(敬称略)

	氏名	所属機関/職名	研究課題	研究期間	単独・共同
1	大木正俊	早稲田大学法学部/教授	フリーランス就労者の法的保護の再構成－イタリア法を参考に	2021.4.1 - 2024.3.31	単独
2	大湾秀雄	早稲田大学政治経済学術院経済学研究科/教授	企業の健康投資が従業員の健康、生産性、満足度、離職に与える影響の評価	2021.4.1 - 2023.3.31	共同
3	小佐野広	甲南大学経済学部/特任教授	マクロ・プルーデンス政策が情報投資を通じて金融市場の不安定性や金融危機に与える影響	2021.4.1 - 2024.3.31	共同
4	河合晃一	金沢大学人間社会研究域法学系/准教授	PCR検査をめぐる保健所行政の実態分析－行政学・法学・心理学による学際的アプローチを通じて	2021.4.1 - 2023.3.31	共同
5	黒崎 輝	福島大学人文社会学群行政政策学類/教授	国境を越える知識と核拡散の関係に関する実証研究：日本のウラン濃縮研究開発を事例として	2021.4.1 - 2023.3.31	単独
6	小林史治	東海大学法学部法律学科/准教授	「公募増資インサイダー」を踏まえた金融商品取引業者等における情報管理のあり方について	2021.4.1 - 2022.3.31	単独
7	笹田栄司	早稲田大学政治経済学術院/教授	「民事訴訟のIT化」に含まれる憲法上の課題の検討	2021.4.1 - 2023.3.31	単独
8	高橋修平	京都大学経済研究所/准教授	名目賃金調整の状態依存性とマクロ経済	2021.4.1 - 2024.3.31	単独
9	瀧川裕英	東京大学大学院法学政治学研究科/教授	集合的責任の理論的分析と実践的応用	2021.4.1 - 2023.3.31	単独
10	新関剛史	愛媛大学法文学部人文社会学科/准教授	家計レベルデータを用いた非伝統的財政・金融政策の分析	2021.4.1 - 2023.3.31	共同
11	長谷部恭男	早稲田大学大学院法務研究科/教授	日本の憲法のアイデンティティ	2021.4.1 - 2022.3.31	単独
12	萬歳寛之	早稲田大学法学部/教授	海事サイバーセキュリティに関する国際法規則の諸相：国家責任法と国際海洋法の交錯	2021.4.1 - 2024.3.31	共同

採択一覧 《公募》研究助成

直近5年間の採択を掲載しています。全て採択時のデータです。辞退・中止を含みますので件数が助成実績と一致しない場合があります。

(敬称略)

	氏名	所属機関/職名	研究課題	研究期間	単独・共同
13	福島淑彦	早稲田大学政治経済学術院/教授	スウェーデンの障害者就労支援策から導出する障害者と企業・組織間のジョブ・マッチングに関する研究	2021.4.1 - 2023.3.31	単独
14	水町勇一郎	東京大学社会科学研究所/教授	Understanding the “judicialization” of social and environmental issues in Japan and France	2021.4.1 - 2022.12.31	共同
15	湯川 拓	東京大学大学院総合文化研究科/准教授	条約のテキスト分析による「国際共同体」概念とその歴史的動態に関する実証的研究	2021.4.1 - 2023.3.31	共同
16	劉 慶豊	小樽商科大学商学部経済学科/教授	モデル平均法の機械学習への応用	2021.4.1 - 2022.3.31	単独

2020年度

(敬称略)

	氏名	所属機関/職名	研究課題	研究期間	単独・共同
1	明坂弥香	大阪大学社会経済研究所行動経済学研究センター/助教	法定退職年齢の引き上げによる高齢夫婦の就業変化	2020.4.1 - 2021.3.31	共同
2	稲継裕昭	早稲田大学政治経済学術院/教授	地方政府における生産性測定に向けた指標の構築に関する研究	2020.4.1 - 2023.3.31	共同
3	伊波浩美	杏林大学総合政策学部/准教授	マイクロファイナンス事業の貧困削減における実践的モデルの構築	2020.4.1 - 2021.3.31	共同
4	井上恵美子	京都大学大学院経済学研究科白眉センター/特定准教授	気候変動下における企業のイノベーションとカーボンプライシング	2020.4.1 - 2022.3.31	単独
5	内山 融	東京大学大学院総合文化研究科/教授	先進国の代表制デモクラシーが直面する課題の分析と制度的処方箋の提案に向けた総合的研究	2020.4.1 - 2022.3.31	共同
6	加藤雅俊	関西学院大学経済学部/教授	中小企業における事業承継の要因と効果に関する実証分析	2020.4.1 - 2021.9.30	共同
7	坂口一成	大阪大学大学院法学研究科/教授	中国における司法取引制度の創設背景・過程と運用状況をめぐる比較法的考察	2020.4.1 - 2022.3.31	単独
8	澤 亮治	筑波大学システム情報系/准教授	行動経済学の知見を利用した進化ゲーム理論による均衡選択分析	2020.4.1 - 2022.3.31	単独
9	鳥田陽一	早稲田大学法学学術院法務研究科/教授	日本における「同一労働同一賃金」原則の規範構造に関する歴史的研究	2020.4.1 - 2021.3.31	単独
10	Hsu Minchung	政策研究大学院大学政策研究 Policy Analysis /Associate Professor	Income Profiles Risk and Inequality over the Life-Cycle in Developing Economies with Large Informal Sectors: Implications for Public Policy and Social Security Development	2020.4.1 - 2022.3.31	共同
11	陣内悠介	国際大学国際関係学研究科/准教授	教育経済学の実証分析：教室内実験によるアプローチ	2020.4.1 - 2022.3.31	単独
12	巽 智彦	成蹊大学法学部法律学科/准教授	行政主体の機関責任——法人のガバナンスの横断的研究の端緒として	2020.4.1 - 2021.3.31	単独
13	田中鮎夢	中央大学商学部/准教授	日本における外資賃金プレミアムの解明	2020.4.1 - 2021.3.31	単独
14	富樫耕介	東海大学教養学部国際学科/講師	紛争のエスカレーション防止における非軍事関与の効果に関する学際的研究 —旧ソ連の紛争事例を通じた理論的・経験的アプローチの架橋—	2020.4.1 - 2021.3.31	共同

採択一覧 《公募》研究助成

直近5年間の採択を掲載しています。全て採択時のデータです。辞退・中止を含みますので件数が助成実績と一致しない場合があります。

(敬称略)

	氏名	所属機関/職名	研究課題	研究期間	単独・共同
15	星野匡郎	早稲田大学政治経済学術院/准教授	Experimental Analysis of Causal Relationship Between Academic Performance and Classroom Seating Position	2020.4.1 - 2022.3.31	共同
16	PONPOJE PORAPAKKARM	National Graduate Institute for Policy Studies (GRIPS) / Associate Professor	Understanding saving motives	2020.4.1 - 2021.3.31	共同
17	溝口修平	法政大学法学部国際政治学科/教授	旧ソ連諸国における大統領の任期制限とその延長に関する比較研究	2020.4.1 - 2022.3.31	単独
18	宮下摩維子	駿河台大学法学部/助教	子どもの貧困と養育費の強制執行 —アメリカ連邦政府による養育費強制プログラムにみる日本への導入可能性—	2020.4.1 - 2022.3.31	共同
19	柳 至	琉球大学人文社会学部国際法政学科/准教授	実験的手法を用いた住民の公共施設等統廃合への意識調査	2020.4.1 - 2022.3.31	単独
20	山元 一	慶應義塾大学法務研究科/教授	グローバル比較憲法研究の動向とその課題	2020.4.1 - 2021.3.31	単独
21	和仁健太郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科/准教授	日韓請求権協定(1965年)の解釈論的研究	2020.4.1 - 2021.3.31	単独

採択一覧 《公募》金融・資本市場のフロンティアを拓く研究助成

直近5年間の採択を掲載しています。全て採択時のデータです。辞退・中止を含みますので件数が助成実績と一致しない場合があります。

国内外の金融・資本市場に関する理論的研究、データ分析に基づく実証的研究、幅広い学問分野にまたがる学際的研究、海外の研究者も加えた国際的研究など、金融・資本市場の発展に資する画期的、意欲的な研究プロジェクトに対する助成を行います。

2024年度

(敬称略)

	氏名	所属機関/職名	研究課題	研究期間	単独・共同
1	中島上智	一橋大学経済研究所/教授	国際貿易システムの変容とわが国貿易体制への影響：多国間データを用いたネットワーク分析	2024.4.1 - 2026.3.31	共同
2	中村信男	早稲田大学商学大学院商学部/教授	実質株主開示の法制化による上場会社と株主の円滑なエンゲージメントの実現	2024.4.1 - 2027.3.31	共同

採択一覧 《公募》金融・証券のフロンティアを拓く研究助成

直近5年間の採択を掲載しています。全て採択時のデータです。辞退・中止を含みますので件数が助成実績と一致しない場合があります。

国内外の金融・証券分野に関する経済学・法学等の理論的研究、データ分析に基づく実証的研究、幅広い学問分野にまたがる学際的研究、海外の研究者も加えた国際的研究など、金融・証券分野の発展に資する画期的、意欲的な研究プロジェクトに対する助成を行います。

2021年度

(敬称略)

	氏名	所属機関/職名	研究課題	研究期間	単独・共同
1	家森信善	神戸大学経済経営研究所/教授	金融・証券リテラシーと金融行動：老後生活の安心と自然災害に対する強靱性を高めるために	2021.4.1 - 2024.3.31	共同
2	星 岳雄	東京大学大学院経済学研究科/教授	企業金融と雇用調整	2021.4.1 - 2026.3.31	共同

2020年度

(敬称略)

	氏名	所属機関/職名	研究課題	研究期間	単独・共同
1	川上 圭	青山学院大学経済学部/准教授	クロスボーダーM&Aと日本経済	2020.4.1 - 2023.3.31	共同
2	齊藤 誠	名古屋大学経済学研究科/教授	暗号資産による信用創造の可能性について：欧州銀行史からの考察	2020.4.1 - 2023.3.31	単独
3	清水真希子	大阪大学法学研究科/教授	商法現代化のための基礎研究 ―現代金融・経済実務と規制法を踏まえた民事基本法の役割	2020.4.1 - 2022.3.31	共同

採択一覧 《公募》「女性が輝く社会の実現」をテーマにした研究助成

直近5年間の採択を掲載しています。全て採択時のデータです。辞退・中止を含みますので件数が助成実績と一致しない場合があります。

「女性が輝く社会の実現」をテーマにした研究プロジェクトに対する助成を行います。

2024年度

(敬称略)

	氏名	所属機関/職名	研究課題	研究期間	単独・共同
1	井上ちひろ	神戸大学大学院経済学研究科/講師	進路指導におけるジェンダーに関する「思い込み」の実験経済学的検証	2024.10.1 - 2029.3.31	共同
2	黒田祥子	早稲田大学教育・総合科学学術院教育学部社会科/教授	生物学的性差を踏まえた働き方の経済分析	2024.10.1 - 2025.9.30	共同
3	平田彩子	東京大学法学部政治学研究科/准教授	日本の女性裁判官を「輝かす」ものは何か：国際比較を通して考察するダイバーシティ&インクルージョン	2024.10.1 - 2027.9.30	共同

2023年度

(敬称略)

	氏名	所属機関/職名	研究課題	研究期間	単独・共同
1	大倉沙江	筑波大学人文社会系国際公共政策学位プログラム/助教	「地方議会版ジェンダー評価ツールキット」の開発による議会評価と平等メカニズムの解明	2023.10.1 - 2026.9.30	共同
2	佐藤 信	東京都立大学法学部政治学研究科/准教授	戦後日本政治のジェンダー秩序-政界における女性役割の史的検討から	2023.10.1 - 2026.9.30	共同

2022年度

(敬称略)

	氏名	所属機関/職名	研究課題	研究期間	単独・共同
1	菱山玲子	早稲田大学創造理工学研究科/教授	経営職層に至る女性のキャリア形成に寄与する影響要因の解明	2022.10.1 - 2025.9.30	単独
2	寺村絵里子	明海大学大学院経済学研究科/教授	女性従業員のキャリア意識とウェルビーイングを高める企業特性に関する研究：経済学・経営学による学際的アプローチ	2022.10.1 - 2025.9.30	共同

2021年度

(敬称略)

	氏名	所属機関/職名	研究課題	研究期間	単独・共同
1	坂和秀晃	名古屋市立大学大学院経済学研究科/准教授	女性取締役登用と企業ダイバーシティへの会計不正問題への効果の検証	2021.10.1 - 2024.9.30	共同
2	橋野知子	神戸大学大学院経済学研究科/教授	技術・組織変化と女性労働の創出－近代西陣・桐生・福井産地における歴史から学ぶ	2021.6.1 - 2023.9.30	単独
3	三浦まり	上智大学法学部/教授	女性団体の活動・資源に関する包括的実態調査：ジェンダー・ギャップの解消に向けて	2021.10.1 - 2024.9.30	共同

採択一覧 《公募》「女性が輝く社会の実現」をテーマにした研究助成

直近5年間の採択を掲載しています。全て採択時のデータです。辞退・中止を含みますので件数が助成実績と一致しない場合があります。

2020年度

(敬称略)

	氏名	所属機関/職名	研究課題	研究期間	単独・共同
1	足立泰美	甲南大学経済学部経済学科/教授	新型コロナウイルス感染症で生じた新しい社会における子育てとキャリア形成の両立に関する実証分析	2020.10.1 - 2023.3.31	共同
2	榎木美樹	名古屋市立大学人間文化研究科国際文化学科/准教授	日印間の民間連携活動を通じたオーガニック・コットン栽培農家女性のエンパワーメント	2020.10.1 - 2022.9.30	共同
3	加藤雅俊	立命館大学産業社会学部 /准教授	現場関係者への調査に基づく保育政策の課題と展望-大阪市、西宮市、与謝野町を事例とした学際的研究-	2020.10.1 - 2023.3.31	共同
4	田中鮎夢	中央大学商学部/准教授	企業のグローバル化と性別賃金格差	2020.10.1 - 2023.9.30	共同

採択一覧 《公募》国際交流助成 研究者の海外派遣

直近5年間の採択を掲載しています。全て採択時のデータです。辞退・中止を含みますので件数が助成実績と一致しない場合があります。

研究者の海外派遣

法学・政治学・経済学を中心とする社会科学分野におけるわが国の研究者の海外派遣。海外における調査、研究および国際会議・シンポジウム・学会・学術講演会等への出席・研究報告・討議参加等に対する助成を行います。

2024年度

(敬称略)

期	氏名	所属機関/職名	研究課題	派遣先	派遣期間
1 上期	秋元奈穂子	立教大学法学部国際ビジネス法学科/准教授	医療における公的補償制度の理論的基盤	アメリカ合衆国・ボストン・Harvard University Law School	2024.6.1 - 2025.7.31
2 上期	佐伯仁志	中央大学法務研究科/教授	第8回日中刑事法シンポジウムにおける報告・討論	中華人民共和国・昆明市・雲南大学法学院、中日刑事法研究会	2024.8.17 - 2024.8.18
3 上期	酒井 健	一橋大学大学院経営管理研究科/准教授	国際ビジネスにおける修辭史の研究	デンマーク・コペンハーゲン・Copenhagen Business School	2024.8.10 - 2025.8.19
4 上期	土岐将仁	東京大学大学院法学政治学研究科/准教授	「ビジネスと人権」に関する取り組みと労働法の実効性確保	アメリカ合衆国・ニューヨーク州ニューヨーク市・ニューヨーク大学ロースクールUSアジア法研究所	2024.8.20 - 2025.8.31
5 上期	森悠一郎	北海道大学大学院法学研究科/准教授	医療資源配分における積極的差別是正措置の法哲学的検討	アメリカ合衆国・マサチューセッツ州ケンブリッジ市・ハーバード大学ロースクール	2024.9.1 - 2025.7.31
6 上期	脇田将典	東北大学大学院法学研究科/准教授	アメリカにおける公開買付規制、コーポレートガバナンスの研究	アメリカ合衆国・フィラデルフィア・University of Pennsylvania Carey Law School	2024.9.1 - 2026.8.31
7 下期	音無知展	京都大学法学研究科/准教授	アメリカにおける個人情報の利活用と保護のバランスの取り方とそれが依拠する原理の解明	アメリカ合衆国・アナーバー・ミシガン大学法科大学院	2024.10.1 - 2025.8.4
8 下期	Ortolani Andrea	筑波大学人文社会系/准教授	日本における比較法学の歴史と比較法国際アカデミーとの関係	フランス・パリ・比較法国際アカデミー (International Academy of Comparative Law)	2024.10.1 - 2025.3.31
9 下期	梶谷 懐	神戸大学大学院経済学研究科/教授	中国のオープンソース戦略とイノベーションに関する実証的研究	中華人民共和国・広東省深圳市・Maker Faire Shenzhen 2024	2024.10.1 - 2025.9.30
10 下期	砂川武貴	一橋大学経済学研究科/准教授	金融財政政策が家計の労働参加に与える影響	オーストラリア・キャンベラ、ブリスベン・オーストラリア国立大学、クイーンズランド大学	2025.1.1 - 2025.12.31

採択一覧 《公募》国際交流助成 研究者の海外派遣

直近5年間の採択を掲載しています。全て採択時のデータです。辞退・中止を含みますので件数が助成実績と一致しない場合があります。

2023年度

(敬称略)

期	氏名	所属機関/職名	研究課題	派遣先	派遣期間
1 上期	川島享祐	立教大学法学部法学科/准教授	電子的証拠に対する捜索・押収についての日米比較法的研究：令状主義, 第三者, 越境性	アメリカ・カルフォルニア州バークレー市・カルフォルニア大学バークレー校ロースクール	2023.8.7 - 2024.8.6
2 上期	塩路悦朗	一橋大学大学院経済学研究科/教授	米国の金利正常化は日本の金融・財政政策をどう変えるか	アメリカ・ニューヨーク・コロンビア大学日本経済経営研究所 (CJEB)	2023.9.20 - 2024.2.10
3 上期	諸岡慧人	東北大学大学院法学研究科/准教授	いわゆる「ギールケ学派」内部の対抗関係検討による日本地方自治法学説史の再構築	ドイツ・ベルリン・フンボルト大学	2023.9.1 - 2025.8.31
4 下期	木下昌彦	神戸大学法学研究科/教授	戦略的政治過程審査：日本の最高裁判所における民主的ミニマムコアの保護戦略	アメリカ・ニューヨーク・ニューヨーク大学ロースクール US-アジア法研究所	2023.10.1 - 2024.6.30
5 下期	桑村裕美子	東北大学法学研究科/教授	公益通報者保護法制のあり方に関する比較法的研究：労働法学の視点から	ドイツ・フランクフルト・ゲーテ・フランクフルト大学	2023.10.1 - 2024.4.30
6 下期	竹川俊也	慶應義塾大学法務研究科/専任講師	触法精神障害者の刑事責任に関する日米比較法研究	アメリカ・シアトル・ワシントン大学ロースクール	2024.3.5 - 2024.9.4
7 下期	村角愛佳	京都大学法学研究科/特定助教	武力行使禁止原則の二元的理解に基づく自衛権概念の再検討	ドイツ・ハイデルベルグ・マックス・プランク比較公法・国際法研究所	2024.3.15 - 2024.9.15

2022年度

(敬称略)

期	氏名	所属機関/職名	研究課題	派遣先	派遣期間
1 上期	池田悠太	東北大学大学院法学研究科/准教授	法社会学との関係における民法学の方法に関する研究及びその身分論への応用	フランス・パリ・パリ第2大学法社会学研究所	2022.9.1 - 2024.8.31
2 上期	亀岡恵理子	東北大学経済学研究科/准教授	Auditors' career variety and expertise development for high-quality audit performance	US・Atlanta・Emory University Goizueta Business School	2022.9.1 - 2023.8.31
3 上期	源河達史	東京大学法学部政治学研究科/教授	11世紀、12世紀の教会法における規範性と権威	スイス・チューリッヒ・Rechtshistorikertag	2022.8.7 - 2022.8.13

2021年度

(敬称略)

期	氏名	所属機関/職名	研究課題	派遣先	派遣期間
1 上期	久保慶明	琉球大学人文社会学部国際法政学科/准教授	持続可能な外交政策の条件：日米同盟を支える日本人の政治意識	アメリカ合衆国・ブルーミントン・インディアナ大学	2021.4.1 - 2021.9.26
2 下期	大洞公平	関西学院大学経済学部/准教授	組織とインセンティブに関する経済分析	アメリカ合衆国・サンディエゴ・University of California San Diego	2021.10.1 - 2022.3.31

採択一覧 《公募》国際交流助成 研究者の海外派遣

直近5年間の採択を掲載しています。全て採択時のデータです。辞退・中止を含みますので件数が助成実績と一致しない場合があります。

2020年度

(敬称略)

期	氏名	所属機関/職名	研究課題	派遣先	派遣期間
1 上期	星 明男	学習院大学国際社会科学部国際社会科学科/准教授	英国コーポレート・ガバナンス制度の日本への移植の検証	イギリス・ケンブリッジ・ケンブリッジ大学	2020.9.1 - 2021.8.31
2 上期	宮崎 毅	九州大学経済学研究院/教授	地方政府の統合が人口移動に与える影響の理論・実証分析	イギリス・コベントリー・University of Warwick	2020.4.1 - 2021.3.31
3 下期	久保慶明	琉球大学人文社会学部国際法政学科/准教授	持続可能な外交政策の条件：日米同盟を支える日本人の政治意識	アメリカ合衆国・ケンブリッジ・ハーバード大学	2020.10.1 - 2021.3.21

採択一覧 《公募》国際交流助成 研究者の招聘

直近5年間の採択を掲載しています。全て採択時のデータです。辞退・中止を含みますので件数が助成実績と一致しない場合があります。

研究者の招聘

法学・政治学・経済学を中心とする社会科学分野における海外在住研究者の招聘。
わが国の研究者が招聘して行われる調査、共同研究および国際会議・シンポジウム・学会・
学術講演会等への出席・研究報告・討議参加等に対する助成を行います。

2024年度

(敬称略)

期	氏名	所属機関/職名	研究課題	招聘者(所属機関/職名)	招聘期間
1 下期	関 耕平	島根大学法文学部法経済学科/教授	東アジア型の持続可能な農業・農村モデルの確立に向けた実証研究	胡霞/HU Xia (中国人民大学経済学院/教授)	2024.11.11 - 2024.11.25

2023年度

(敬称略)

期	氏名	所属機関/職名	研究課題	招聘者(所属機関/職名)	招聘期間
1 上期	大湾秀雄	早稲田大学政治経済学術院経済学研究科/教授	The Management of Knowledge Work	Wouter Dessein (Columbia University Graduate School of Business/Eli Ginzberg Professor of Finance and Economics)	2023.7.5 - 2023.8.4
2 上期	笠木映里	東京大学大学院法学政治学研究科/教授	フランス社会法体系の再考	Antoine Lyon-Caen (パリ・ナンテール大学/名誉教授)	2023.7.1 - 2023.7.22
3 上期	木場裕紀	東京電機大学未来科学部人間科学系列/准教授	日米国際シンポジウム2023 「日米教師教育における民主的アカウンタビリティの可能性を探る」	Marylin Cochran-Smith (Boston College Lynch School of education and human development/ Cawthorne Endowed Chair in Teacher Education; Professor of Education)	2023.9.27 - 2023.10.1
4 上期	藤原グレーヴァ 香子	慶應義塾大学経済学部/教授	Econometric Society 2023 Asian School in Economic Theoryへの研究者の招聘	Sylvain Chassang (プリンストン大学/教授)	2023.7.31 - 2023.8.4
5 下期	小西杏奈	帝京大学経済学部経済学科/講師	Reconsidering History Diversity and Legitimacy of Public Finances Fiscal States and Social Contracts during the 20th and 21st Centuries	W. Elliot Brownlee (カリフォルニア大学サンタバーバラ校/名誉教授)	2023.11.28 - 2023.12.2

採択一覧 《公募》国際交流助成 研究者の招聘

直近5年間の採択を掲載しています。全て採択時のデータです。辞退・中止を含みますので件数が助成実績と一致しない場合があります。

2022年度

(敬称略)

期	氏名	所属機関/職名	研究課題	招聘者(所属機関/職名)	招聘期間
1 上期	服部孝洋	東京大学公共政策大学院/特任講師	労働市場とマクロ経済に関する研究	陳誠(Cheng Chen)(クレムゾン大学/助教授)	2022.4.1 - 2025.3.31
2 下期	松島法明	大阪大学社会経済研究所/教授	デジタル・プラットフォームの経済分析	TREMBLAY Mark J. (Miami University Farmer School of Business/G. Richard and Jane S. Thomas Assistant Professor)	2023.2.1 - 2023.2.15
3 下期	宮崎智視	神戸大学大学院経済学研究科/教授	ポストコロナ社会における経済政策：学際的な視点から	Roger Congleton (West Virginia University/Professor)	2022.11.11 - 2022.11.20

2020年度

(敬称略)

期	氏名	所属機関/職名	研究課題	招聘者(所属機関/職名)	招聘期間
1 上期	三浦まり	上智大学法学部/教授	政治代表のパリテ(男女同数)とダイバーシティの促進に関する根拠理論と実践:日仏比較の視座から	レジャーヌ・セナック(パリ政治学院/教授)	2020.4.15 - 2020.7.15
2 上期	横尾英史	一橋大学大学院経済学研究科/講師	RCTフィールド実験を用いた地球環境問題解決策の評価:インドネシアの事例研究	Seema Jayachandran (Northwestern University/Professor)	2020.9.4 - 2020.9.9

採択一覧 《公募》講演会等助成

直近5年間の採択を掲載しています。全て採択時のデータです。辞退・中止を含みますので件数が助成実績と一致しない場合があります。

法学・政治学・経済学を中心とする社会科学分野における講演会、シンポジウム等の開催に必要な費用に対する助成を行います。

2024年度

(敬称略)

期	氏名	所属機関/職名	講演会名	主催団体	講演会場	開催日
1 上期	尾崎祐介	早稲田大学商学部/教授	The Second Waseda Summer Workshop in Finance	早稲田大学産業経営研究所 広田真一研究会	早稲田大学11号館 (予定)	2024.8.1 - 2024.8.3
2 上期	林 智良	大阪大学大学院法学研究科/教授	第77回国際古代法史学会(SIHDA)大阪大会	SIHDA大阪委員会	大阪中央公会堂及び大阪大学中之島センター	2024.9.23 - 2024.9.28
3 下期	金 春	東京大学大学院法学政治学研究科/教授	東アジア倒産再建シンポジウム(第15回)	東アジア倒産再建協会(日本支部)	大阪府立国際会議場(グランキューブ大阪)	2024.11.16 - 2024.11.17

2023年度

(敬称略)

期	氏名	所属機関/職名	講演会名	主催団体	講演会場	開催日
1 上期	溜箭将之	東京大学大学院法学政治学研究科/教授	Symposium: The New Comparative Political Process Theory / 新政治プロセス理論と国際憲法比較	東京大学大学院法学政治学研究科・寄付講座「トランスナショナル・ロー」	伊藤国際研究センター	2023.4.24 - 2023.4.25
2 上期	原 千秋	京都大学経済研究所経済制度部門/教授	Risk Uncertainty and Decision	京都大学経済研究所およびRUD (Risk Uncertainty and Decision)	京都大学芝欄会館	2023.6.23 - 2023.6.25
3 下期	戸谷義治	琉球大学人文社会学部国際法政学科法学プログラム/教授	労働紛争処理の今日的課題～裁判・労委における紛争解決の理論と実務～	琉球労働法研究会	沖縄県立博物館・美術館	2023.12.8 - 2023.12.10

2022年度

(敬称略)

期	氏名	所属機関/職名	講演会名	主催団体	講演会場	開催日
1 下期	山元 一	慶應義塾大学法務研究科/教授	第14回日仏公法セミナー：激変する社会と向き合う「法治国家」	第14回日仏公法セミナー企画実行委員会	明治大学(御茶ノ水キャンパス)・立正大学(品川キャンパス)・東京大学(本郷キャンパス)	2023.2.21 - 2023.2.23

2021年度

(敬称略)

期	氏名	所属機関/職名	講演会名	主催団体	講演会場	開催日
1 下期	山元 一	慶應義塾大学法務研究科グローバル法務専攻/教授	第14回日仏公法セミナー：激変する社会と向き合う「法治国家」	第14回日仏公法セミナー企画実行委員会	明治大学(御茶ノ水キャンパス)・立正大学(品川キャンパス)・東京大学(本郷キャンパス)	2022.2.21 - 2022.2.23

採択一覧 《公募》講演会等助成

直近5年間の採択を掲載しています。全て採択時のデータです。辞退・中止を含みますので件数が助成実績と一致しない場合があります。

2020年度

(敬称略)

期	氏名	所属機関/職名	講演会名	主催団体	講演会場	開催日
1 下期	田村陽子	筑波大学法科大学院 /教授	第12回法曹倫理国際 シンポジウム東京 (ILEST21)	弁護士および 弁護士会の専門職倫理的当 為研究会	東京大学3号館8階 会議室	2020.6.1 - 2021.4.30

採択一覧 《非公募》奨学研究員助成

直近5年間の採択を掲載しています。全て採択時のデータです。辞退・中止を含みますので件数が助成実績と一致しない場合があります。

東京大学大学院法学政治学研究科および経済学研究科附属日本経済国際共同研究センターが行う奨学研究員制度に対する助成を行います。

2024年度

東京大学大学院法学政治学研究科

東京大学大学院経済学研究科附属日本経済国際共同研究センター

2023年度

東京大学大学院法学政治学研究科

東京大学大学院経済学研究科附属日本経済国際共同研究センター

2022年度

東京大学大学院法学政治学研究科

東京大学大学院経済学研究科附属日本経済国際共同研究センター

2021年度

東京大学大学院法学政治学研究科

東京大学大学院経済学研究科附属日本経済国際共同研究センター

2020年度

東京大学大学院法学政治学研究科

東京大学大学院経済学研究科附属日本経済国際共同研究センター

採択一覧 《非公募》客員研究員助成

直近5年間の採択を掲載しています。全て採択時のデータです。辞退・中止を含みますので件数が助成実績と一致しない場合があります。

東京大学大学院法学政治学研究科及び経済学研究科の客員研究員を対象とした研究奨励費の助成を行います。

2024年度

東京大学大学院経済学研究科

2023年度

東京大学大学院経済学研究科

2022年度

東京大学大学院経済学研究科

2021年度

東京大学大学院経済学研究科

2020年度

東京大学大学院経済学研究科

採択一覧 《非公募》研究設備助成

直近5年間の採択を掲載しています。全て採択時のデータです。辞退・中止を含みますので件数が助成実績と一致しない場合があります。

大学や研究機関を対象とした、図書・設備備品・特別講義開設準備等の経費に関する助成を行います。(選考委員からの推薦制)

2024年度

東京大学法学政治学研究科

(東京大学法学部研究室図書室外国法令判例資料室図書整備補助費)

(東京大学法学部寄附講座「金融商品取引法」開設運営費)

2023年度

東京大学法学政治学研究科

(東京大学法学部研究室図書室外国法令判例資料室図書整備補助費)

(東京大学法学部寄附講座「金融商品取引法」開設運営費)

2022年度

東京大学法学政治学研究科

(東京大学法学部研究室図書室外国法令判例資料室図書整備補助費)

(東京大学法学部寄附講座「金融商品取引法」開設運営費)

2021年度

東京大学法学政治学研究科

(東京大学法学部研究室図書室外国法令判例資料室図書整備補助費)

2020年度

東京大学法学政治学研究科

(東京大学法学部研究室図書室外国法令判例資料室図書整備補助費)

採択一覧 《非公募》復興支援奨学制度

全て採択時のデータです。辞退・中止を含みますので件数が助成実績と一致しない場合があります。

2011年度から5年間にわたり岩手大学、東北大学、福島大学において社会科学を専攻する大学院生(原則)で、東日本大震災による家計の経済的困窮が原因となって修学が困難となった学業成績優秀者を対象に助成を行いました。(大学からの推薦制)

2015年度

岩手大学 4 件、東北大学 8 件、福島大学 2 件

2014年度

岩手大学 4 件、東北大学 8 件、福島大学 4 件

2013年度

岩手大学 2 件、東北大学 8 件、福島大学 3 件

2012年度

岩手大学 3 件、東北大学 8 件、福島大学 4 件

2011年度

岩手大学 4 件、東北大学 8 件、福島大学 4 件

その他 寄附講座

本財団（当時：学術振興野村基金）は1988年度より1992年度までの5年間に総額1億円の助成を行い、東京大学法学部に「証券取引法」講座として寄附しました。

同講座は1991年度に、東京大学大学院法学政治学研究科の金融取引法大講座の一専攻分野として正規に組織編入されました。

次いで、1993年度より1997年度までの5年間に総額1億円の助成を行い、東京大学大学院法学政治学研究科附属比較法政国際センターに「国際資本市場法」部門として寄附しました。

さらに、引き続いて同部門に対して、1998年度から2002年度までの5年間に総額1億円の助成を行いました。

Ⅲ. 研究実績

2024年度中に受理した報告書の研究実績概要の部分をそのまま掲載しております。

《公募》

研究実績報告書

目次

2024年度に受理した報告書（五十音順）

2024年度助成分

長谷部恭男（早稲田大学法学学術院・教授）……………33

2023年度助成分

笠木映里（東京大学大学院法学政治学研究科・教授）……………34

中條美和（津田塾大学総合政策学部・准教授）……………35

2022年度助成分

伊藤 武（東京大学大学院総合文化研究科・教授）……………36

加藤雅俊（関西学院大学・教授）……………37

坂和秀晃（名古屋市立大学経済学研究科・准教授）……………38

中山洋平（東京大学大学院法学政治学研究科・教授）……………39

野中尚人（学習院大学法学部・教授）……………40

茂木快治（神戸大学大学院経済学研究科・准教授）……………41

2021年度助成分

大木正俊（早稲田大学法学学術院・教授）……………43

小佐野広（甲南大学経済学部・特任教授）……………44

黒崎 輝（福島大学行政政策学類・教授）……………45

高橋修平（京都大学・准教授）……………46

萬歳寛之（早稲田大学法学学術院・教授）……………47

福島淑彦（早稲田大学政治経済学術院・教授）……………48

2020年度助成分

宮下摩維子（駿河台大学・講師）……………49

2024年度助成分

■研究課題名

近代立憲主義の理論的・歴史的基盤

研究代表者：

長谷部恭男 (早稲田大学法学学術院・教授)

実施期間：2024年4月1日～2025年3月31日

【研究の概要】

「近代立憲主義の理論的・歴史的基盤」を課題として、外国書籍を中心として書籍 27 冊を購入し、研究を進めた。また、アメリカ合衆国から来訪したカードーズ大学助教授のザルマン・ロスチャイルド氏に早稲田大学で、アメリカにおけるカール・シュミット研究の現状について講演を依頼し、大学院生を含めた参加者との討議を行った。

研究の成果は、邦語論文として、以下のものがある。

1. 「ジャン・ボダンの主権論に関する覚書」『市場・国家と法 -- 中里実先生古稀祝賀論文集』(有斐閣、2024)

絶対主義 (absolutism) とは、為政者が法から解放されている (absolved) 状態を意味する。本論文では、ボダンの絶対主義において、君主がいかなる法からどのように解放されているかを分析した。

2. 「ローレンツ・フォン・シュタインを読むベッケンフェルデ」早稲田法学 99 巻 3 号 (2024)

ローレンツ・フォン・シュタインは、伊藤博文を通じて大日本帝国憲法の起草に大きな影響を与えたが、ドイツでは、近代革命後の社会・経済変動の産み出した階級対立が、政治体制のあり方を変えた経緯を分析した学者として知られる。本論文は、ベッケンフェルデによるシュタイン理論の分析を中心に、シュタイン理論の含意を明らかにした。

3. 「生命、自由及び幸福追求に対する権利と公共の福祉 -- 死刑制度との関連で」比較法学 58 巻 2 号 (2024)

死刑制度はわが国では、日本国憲法の条文 -- とくに 13 条と 31 条 -- が死刑の存在を前提としていると理解され、違憲論は有力とは言えない。本論文は、13 条の淵源であるアメリカ独立宣言の思想的背景に遡り、必ずしも現憲法が死刑制度の存在を前提しているとは言えないことを明らかにした。

この他、英語論文として「Academic Freedom in Japan」を執筆した。学問の自由を一般市民にとっての自由と大学等の高等研究機関のメンバーの権利との複合的権利とする従来の日本の判例・通説が、首尾一貫性に欠けており、新たな解釈論の構築が必要である旨を主張する論文である。2026 年に公刊される予定である。

■研究課題名

短時間労働者・自営業者・プラットフォームワーカーへの社会保険適用

研究代表者：

笠木映里 (東京大学大学院法学政治学研究科・教授)

実施期間：2023年4月1日～2024年3月31日

【研究の概要】

研究開始時にもある程度予想したことであったが、研究を進める中で、本研究課題について、フランス国内でも多くの資料や先行研究があるわけではない（特に法学分野の研究はわずかである）ことが明らかになった。そのため、2023年夏にフランスで行った資料収集は、特に日本の図書館に所蔵がない資料を検討できた点で有益であった。また、フランスの複数の専門家との議論、後述するインタビューからは、本計画が関心を寄せる労働者みなし制度が、少なくとも今日では実務上それほど大きな問題とならず、また理論的な論争なしに運用されているようであることが伺えた。この点については、研究手法・インタビューの相手方（法律家以外の研究者など）について再考の必要があると思われる。以上の困難さもあり、研究計画作成時に挙げた論点の全てについて検討を行えたわけではないが、上記の通り現地での資料収集により一連の資料を集めることができた。そこから得られた研究上の成果といえる示唆として特に重要と思われるのは、まず、第二次大戦後に労働者を対象とする社会保障が発展する中、自営業者は自らの独立の維持という関心から労働者のような国家的色彩の強い社会保障に包含されることを嫌悪し、独自の制度を構築してきたこと、近年は労働者制度への接近・融合を志向する傾向が強まっていること、また、フランスの自営業者の歴史の中で、最近の個人起業家（auto-entrepreneur）と呼ばれる個人事業主は異質な存在であり、この新しい自営業者問題の延長線上にプラットフォーム労働者が位置づけられるという点である。また、先行研究を渉猟する中で、個人事業主の共同組合を介してその社会的ニーズに応える可能性についての議論に触れ、上記のようなフランスの自営業者をめぐる議論の歴史もふまえて検討を行う論文を執筆した（近日公刊予定）。

なお、研究の過程で、Aquitaine 地方の Urssaf で適用にかかる法的問題を扱う Christelle ALEXIADIS 氏ほか2名にインタビューを行い、労働者性について疑いがあるケースや、本来は労働者として保険料を拠出すべき者の監督等について質疑を行い（このインタビューは、2023年7月の出張時に行う予定であったものの諸般の事情により日程調整が間に合わず、2024年3月にオンラインで行った）、有益な情報を得た。

■研究課題名

選挙がない時期における議員と有権者の乖離：東京都議会議員と有権者の調査を通して

研究代表者：

中條美和 (津田塾大学総合政策学部・准教授)

実施期間：2023年4月1日～2024年3月31日

【研究の概要】

本研究は東京都議会議員を対象として定期的に意識調査を行い、数十年スパンでデータバンクを構築し、データと得られた知見を研究者やメディアそして有権者に提供することを目指す一大プロジェクトの一環である。特に、本研究では、選挙と選挙の中間地点における有権者の意識調査と議員調査との比較を行い、選挙と選挙の間の時期に、議員がどのような政治的意見を持ち、どのような活動を行い、政策を展開しているのか、それは有権者の意思に沿っているのかもしくはギャップがあるのかという問いを検証することを目的とした。

都議会議員調査は2023年10月から11月にかけて、議員全員を対象として郵送とWeb調査を組み合わせて実施した。本調査は2018年から継続して実施しており、6回目にあたる2023年調査では議員119名（調査時）のうち72名から回答を得た（回収率60.5%）。

東京都有権者調査は、2021年7月の都議会議員選挙から2年経過した2023年夏に、東京都在住の18歳から80歳までの2,000人を対象としてWebで実施した。楽天インサイトのモニターを自治体人口比で割り付けて回答依頼するにあたり、都議選42選挙区の各選挙区の割り付け人数を最低でも10人以上確保するため、当初予定の1,000人ではなく、2,000人を対象として実施している。

調査の結果、詳細な分析の必要があるが、仮の結論としては、選挙がない時期においても有権者と議員の政策選好に大きな差はない。ただし、東京都有権者調査の回答からうかがえるのは、有権者は都議会議員よりも都知事の方を向いている点である。2年前の都議選で投票先を覚えている有権者は3人に1人であり、都議会に対する関心は薄い。有権者が知事偏重となるのは、日本の地方政府が首長優位の制度設計になっていることに加え、1300万人を抱える東京都のリーダーとして存在感の大きさが影響していると考えられるが、この傾向が特に都議選がない今回の調査時期に顕著であるかは、都議選直前の有権者調査を実施することで検証できるため、次回の有権者調査を計画している。

日本では、国政選挙のたびに候補者調査と有権者に対して世論調査が実施されているが、選挙と選挙の中間地点における調査は稀である。本調査はこの空白を埋める調査として学術貢献度が非常に高いと言える。

■研究課題名

先進国における選挙管理機関の独立性と歴史的起源に関する比較研究

研究代表者：

伊藤武 (東京大学大学院総合文化研究科・教授)

実施期間：2022年4月1日～2024年3月31日

【研究の概要】

本研究は、先進国における選挙管理機関（EMB）の独立化改革について、制度形成の歴史的起源に遡ることで改革の行方と要因を明らかにすることを目的としている。研究実施については、研究期間の前半である2022年度は、新型コロナ関係の渡航制限継続等の事情で変更せざるを得なかったが、後半の2023年度については適宜修正しながら進め、研究成果は国際学会に採択され、論文発表と研究報告が決まっている。

現代の民主主義国では、選挙管理をめぐる「選挙の公正さ（electoral integrity）」が争点化してきた。制度改革がトレンドとなり、従来は内務行政が主導する選挙管理機関（政府・行政モデル）について、独立性の強化が必要とされ、一部独立機関を併存させる方法（混合モデル）、さらには完全に自律化させる方法（独立モデル）への移行が進んできた。これまでの研究では、独立性強化の要因として、政治腐敗問題など政治状況、大統領制など執政制度の類型、党派的対立など政党システムの構造、規範的に望ましい独立モデルの国際的波及効果などが指摘されてきたが、制度改革の有無やパターンを十分説明できないという課題を抱えている。

本研究では、①第2次世界大戦終結後、権威主義体制からの民主化・議院内閣制の採用など政治的条件が類似しながら、政府モデルを維持しているイタリア・日本と独立性強化に大きく舵を切ったスペインの3カ国の事例比較、②既存研究では詳細に検討されることはなかった民主化時点での選挙管理をめぐる歴史的起源の解明、③制度改革を左右しうる分極化や政党勢力関係に関する量的データの検討、を中心に研究を進めてきた。その結果、イタリアを政府主導モデルとすることの問題点など、制度選択時点での選挙管理制度設計の分極性に関する再検討が不可欠であること、政党間関係の分極性の推移が鍵となることが明らかになっている。

成果については、既に英語および日本語で論文執筆を進めている。英語論文としては、分極化と選挙管理モデルの選択・変更についての分析に関して、2023年8月開催のECPR、および9月開催のAPSAに研究プロポーザルが採択されており、論文を執筆したうえで、報告を行うことが決まっている。さらに日本語論文としては、日伊西を中心とした事例比較について、所属先の2024年度版の紀要に論文を発表することが決まっている。

■研究課題名

スタートアップに対するVC投資の要因と効果—VC投資家タイプによる相違—

研究代表者：

加藤雅俊 (関西学院大学・教授)

共同研究者：

Nicolas Legendre (HEC Montreal・Assistant Professor)**Alfred Kleinknecht** (Delft University・Emeritus Professor)

実施期間：2022年10月1日～2024年9月30日

【研究の概要】

本研究では、VC投資の要因と効果について実証的に分析した。本研究では、まず、スタートアップに対するベンチャーキャピタル投資の決定要因を検討し、マッチングの手法を用いて、ベンチャーキャピタル投資のある会社とない会社からなるサンプルを構築した。そして、マッチングされたサンプルをもとに、その後の新規企業の雇用・売上高の伸びや生産性の成長に対するベンチャーキャピタル投資の効果を検証した。さらに、独立系VC、企業系VC、政府系VCといったVC投資家のタイプ別に、VC投資の効果を検証した。

この研究のもう一つの特徴は、VC投資家の違いだけでなく、投資を受けるスタートアップの特徴（年齢および規模）によってVC投資の効果が変化することを示したことである。

これまで、VC投資がVC支援企業のパフォーマンスに与える効果を検証した研究がいくつかある。Bertoni et al. (2013) は、VC投資が若手企業の雇用成長に与える効果を検証している。Chemmanur ら (2014) は、VC投資家の違い（企業VCと独立系VC）を区別して、VC投資のイノベーションパフォーマンスへの影響を比較した。これらの研究は、比較的成熟した企業（創業20年未満）や新規株式公開（IPO）を果たした成長企業のみを対象としているが、「新しい」企業に関する研究はほとんどない。

本研究の結果からは、以下のことが明らかになった。

- (1) VC投資を受けたスタートアップは、それ以外の企業と比べて有意にパフォーマンス（規模および生産性）が改善した。
- (2) VC投資の効果は、VC投資家タイプおよびスタートアップの特徴（年齢および規模）によって変化した。
 - i. 独立系VCによる投資は、年齢が高く古い企業や企業規模が大きな企業には正の効果をもたらす。
 - ii. 企業系VCを含めた captive VC と呼ばれる投資家による投資は、年齢が低く若い企業や企業規模が小さな企業には正の効果をもたらす。

本研究は、When do new firms benefit from VC investment? The moderating role of age and size というタイトルで国際査読誌に投稿して現在審査中である。

新型コロナウイルス危機に対する補助金政策が金融市場に与える影響

研究代表者：

坂和秀晃 (名古屋市立大学経済学研究科・准教授)

共同研究者：

渡辺直樹 (名古屋市立大学経済学研究科・准教授)

実施期間：2022年10月1日～2024年3月31日

【研究の概要】

2020年初頭に、WHOからパンデミック宣言を受けた「新型コロナウイルス危機」によって、緊急事態宣言などのパンデミックを防ぐための政策的処置が行われ、世界中の経済活動が大きく停滞する事態となった。そのような状況に苦しむ外食産業などの企業活動を救済する目的で、特に「Go-to-Campaign」などの企業に対する補助金支給がアナウンスされた。本研究では、そのような「新型コロナウイルス危機の影響を緩和するための補助金」が、金融市場において、どのように外部の投資家から評価されているかを検証するための実証研究を行っている。

外食産業における「Go-to-campaign」決定のニュースに対する市場の反応を測定するため、イベント・スタディー分析を行った結果、異常リターンに有意に「正」の影響を与えていることを明らかにした論文を公刊した ([1], Sakawa and Watanabel, 2022, *Plos One*)。また、その「正」の効果は、新型コロナウイルスに対する Social Distance を高める政策の度合いが強くなるほど、小さくなることを明らかにした。このように、補助金政策は、新型コロナウイルス危機に苦しむ外食産業の企業に対する投資家の評価を高めることが明らかになった。

新型コロナウイルス危機に苦しむ業界として、外食産業以外には「物流」を担う船舶業界が考えられる。本研究では、「ダイヤモンド・プリンセス号での新型コロナウイルス罹患発生」のニュースあるいは、「国境封鎖」処置のニュースの後に、船舶業界の株価は、有意に「負」の反応を行うことを示した論文を公刊した ([2], Sakawa and Watanabel, 2023, *Transport Policy*)。この結果は、船舶業界の経済活動の停滞が予想される「新型コロナウイルス」関連のニュースに対して、市場の投資家が「負」の反応を示すことを明らかにしている。

これらの両実証論文の結果から、新型コロナウイルス危機の期間において、罹患発生や Social Distance を高める政策のニュースは、投資家サイドからは「負」のニュースとして捉えられるため、「補助金」支給などの経済対策のニュースが、市場における「負」の効果を小さくするために、有用であることが明らかになった。

(研究業績)

- [1]. Sakawa, H., Watanabel, N., 2022. Self-restraint, subsidy, and stock market reactions to the coronavirus outbreak: Evidence from the Japanese restaurant industry, *Plos One*, 17.
- [2]. Sakawa, H., Watanabel, N., 2023. The impact of the COVID-19 outbreak on Japanese shipping industry: An event study approach, *Transport Policy*, 130, 130-140.

■研究課題名

民衆階層の政治的急進化と公共サービスの市場化：西ヨーロッパ諸国の比較分析

研究代表者：

中山洋平（東京大学大学院法学政治学研究科・教授）

実施期間：2022年10月1日～2024年9月30日

【研究の概要】

グローバル化によって市場原理が浸透（市場化）し格差が拡大したことで、先進各国では反移民の「(右翼) ポピュリズム」のような民衆階層の政治的急進化の傾向が顕著になった。従来の研究はこれを、低学歴の労働者層など「近代化の敗者」が「ポピュリズム」の台頭を支えてきた、などと説明してきた。これに対し、本研究は2つの方向で視野を広げ、既成の政治秩序に挑戦する急進主義の台頭をより包括的に理解することを目指した。

第一に、従来の研究は格差の源として雇用の不安定化や社会保障給付の削減などに着目してきたが、本研究では、公共交通機関や上下水道、電信電話といった公共サービスの市場化も、料金やアクセス条件の格差拡大を通じて、これらに劣らない打撃を民衆階層に与えたことを重視した。

第二に、従来の研究は反移民の急進右翼政党に関心を集中させていたのに対し、本研究は、急進左翼勢力や格差是正を求める社会運動といった他の形態も含めて、民衆階層の急進化を包括的に把握しようとした。

本研究ではまず、西欧全体の極右極左の台頭に関する比較政治学的な分析を網羅的に渉猟し、市場化こそ最大の原動力であるという理解（学界には執拗な異論がある）が十分な実証的根拠を持つことを確認する作業を継続的に行った。

フランスでは遅くとも1990年代には国民戦線などの極右、トロツキストなどの極左が10%を越える得票率を獲得する躍進を間歇的に実現しており、これを支えたのが民衆層であることは既に選挙分析が明らかにしている。こうした票の動きこそ、泡沫政党に過ぎなかった極右極左政党を正当化（例えば、移民排斥を巡るタブーの掘崩しの効果）し、今日見るような選挙上の突破を成し遂げる基礎となったと理解される。そのため、20世紀末の時点の民衆層の急進化の実相とそのメカニズムを明らかにすることは、市場化と極左極右台頭の史的な因果関係を明確にする上で決定的な重要性を持つ。

こうした理論的根拠に基づき、とりあえず90年代以降のフランスを対象に、公共サービスの市場化による政治的インパクトが地域レベルでどのように現れていたかを、複数の地域の有力政治家の遺した個人文書（選挙区の有権者との書簡類）と、県の行政機関の文書を突き合わせることで明らかにしようとして試みた。諸経費高騰のため実施できなかったオランダについては、関連の他の研究プロジェクトの枠内で現地資料調査の実施を期したい。成果の一部は来春刊行のbook chapterとして現在、執筆中である他、日本比較政治学会を通じて還元を検討している。

比較議会論から見た日本の国会の特質解明－帝国議会以来の制度遺産継承をめぐって－

研究代表者：

野中尚人 (学習院大学法学部・教授)

実施期間：2022年4月1日～2024年3月31日

【研究の概要】

本研究は、日本の国会が比較議会論の観点から見た場合に、なぜ、そしてどのように現在のよう変則的な仕組みを持ち、また特異な作動をするようになったのかについて、戦前の帝国議会の時代に形成された制度遺産の継承という観点から検討することを目指したものである。そのため、議事録からデータの取得しそのデジタル化をいくつかの点で進め、それを基礎とした発展的な分析につなげることを目指した。

目指したデータ収集・整理としては、第1に、帝国議会の初期・前期における本会議と予算委員会での発言が対象で、国会図書館が運営するウェブ・サイトから画像データを取得し、それをOCRとディープ・ラーニングの修正モデルを組み合わせてデジタル化し、そのデータベース構築を目指した。しかしこれについては、取得できる画像データのフォーマットの問題に加えて、そもそもその画質があまりにも不鮮明であったため、断念せざるを得なかった。その代替として、戦後国会での予算委員会に関して、委員の差し替えのシステムがどのように形成されたのかを検討するため、そのデータを第1回国会から2017年の第193国会の分までのデータを取得しデジタル化した。また、法案の審査プロセスについて、戦前との比較を数量的に把握するため、「つるし」(提出された法案の委員会への付託を、国会法の本来の趣旨とは異なる形でいったん差し止めることで、法案の審議プロセスを遅延させる効果を持つ)の適用がどの程度行われたのかについて、第1国会から118国会までを対象として、詳細なデータを作成した。これらは、帝国議会時代と戦後国会との関係を考察する上での重要な基礎資料である。

他方、当初から計画されていたもう1つのデータ、つまり戦前の国会議員の会派所属の情報について、会派移動の正確な日にちをすべて取得しデジタル化した。衆議院だけでなく、貴族院に関するもすべて取得しデジタル化した。

前述のような形で取得したデータは、これからの本格的な研究の土台となるものであるが、すでに一部は、具体的な成果に繋がっている。第1に、Naoto Nonaka and Hirofumi Miwa (2023), "Party Theory of Parliamentary Debate and the Endogenous Nature of Parliamentary Institutions: Theoretical Implications from Japan's Diet", *Party Politics*, 10.1177/13540688231195197, および、野中尚人 (2023) 「Obstruction から Negative Agenda Power へ – 一党優位体制下の戦後国会において野党が獲得した影響力の本質 – 」 学習院大学法学会雑誌 59 巻 1 号, として公刊した。

■研究課題名

経済指標と新型コロナウイルス関連統計の時系列的予測

研究代表者：

茂木快治 (神戸大学大学院経済学研究科・准教授)

共同研究者：

羽森茂之 (大和大学政治経済学部・教授、神戸大学・名誉教授)**John W. Dennis** (Institute for Defense Analyses・Economist)

実施期間：2022年10月1日～2024年9月30日

【研究の概要】

本研究の目的は、経済指標や新型コロナウイルス関連統計を従来よりも高い精度で予測することである。この目的を達成する上でカギを握るのが「閾値効果 (いきちこうか)」である。閾値効果とは、ある変数 x がある閾値 u よりも大きな値をとっているときと小さな値をとっているときとで、目的変数 y の振る舞いが異なるという現象である。経済指標やコロナ関連指標の場合、閾値 u は時間とともに変動する可能性が考えられ、これを時変閾値効果と呼ぶ。時変閾値効果を適切にモデル化することで、目的変数の動的メカニズムの解明と将来予測の精度向上が促進される。

本研究では、条件付き閾値自己回帰モデル (Conditional Threshold Autoregression; CoTAR; コタール) という独自の時変閾値モデルを提案する。CoTAR の特徴は、閾値 u_t が閾値変数 x_t の直近複数期の実現値の分位点として定式化される点にある。この定式化は、経済の好不調やコロナ感染者数の多寡が絶対的基準ではなく相対的基準で評価されることと対応しており、直観的に自然な定式化であるといえる。CoTAR は計算負荷の面でも従来の時変閾値モデルよりも優れており、今後幅広く応用される可能性の高いモデルである。

CoTAR モデルを提案した論文 [1] では、2つの実証分析を行った。第一に、S&P 500 指数、Apple, Amazon, Google, Goldman Sachs, IBM のボラティリティ指数 (Volatility Index; VIX) に CoTAR を当てはめた。これらは米国を代表する株価指数および個別銘柄であり、VIX とはこれらの株価の変動の激しさを表す。分析の結果、CoTAR を用いることでモデルの当てはまりと予測精度が改善することが分かった。これはポートフォリオ戦略の進化や金融危機の回避に資する重要な貢献である。第二に、日米の新型コロナウイルス陽性者数についても、CoTAR を当てはめることによる説明力と予測力の向上が観察された。これも人々の健康や社会の安定に役立つ発見である。

応用論文 [2] では、原油価格の実現ボラティリティ (Realized Volatility; RV) に条件付き閾値効果が存在し、それを適切に捕捉することで予測精度向上が達成されることを示した。特に、原油価格の下振れリスクの予測について CoTAR が効果を発揮することが明らかとなった。原油は様々な経済活動の動力源でもあり同時に、日々活発に取引される金融商品でも

ある。原油価格のボラティリティにおける条件付き閾値効果の存在という新たな知見を導いた本研究の学術的・実務的価値は高いといえる。

【成果物】

- [1] Kaiji Motegi, John W. Dennis, and Shigeyuki Hamori (2024). Conditional Threshold Autoregression (CoTAR). SSRN Working Paper #3960058. (計量経済学系の英文学術雑誌より Revise & Resubmit Request を受け、現在改訂中。採択され次第、速やかに財団に報告する。)
- [2] Kaiji Motegi and Shigeyuki Hamori (2024). Conditional threshold effects of stock market volatility on crude oil market volatility. *Energy Economics*, forthcoming. (Energy Economics は Social Sciences Citation Index 該当, 2023 Impact Factor = 13.6 のハイレベルな英文学術雑誌である。出版プロセスが完了し次第、速やかに最終版論文を財団に提出する。)

2021年度助成分

■研究課題名

フリーランス就労者の法的保護の再構成—イタリア法を参考に

研究代表者：

大木正俊（早稲田大学法学学術院・教授）

実施期間：2021年4月1日～2024年3月31日

【研究の概要】

本研究では、フリーランス就労者の法的保護に関するイタリア法の状況について、2015年 Jobs Act 法（「2015年法」）および2017年独立労働者およびスマート・ワーク規制法（「2017年法」）を中心に検討をくわえた。

2015年法は、2条において「専ら身体をもってなされ、継続的であり、その履行態様が労働時間および労働場所についても委託者によって組織される労務給付として具体化される協働関係」に対して、（従属）労働に関わる規律を適用すると定めていた（制定当初。現在は文言を若干変更）。同条については、適用対象たる「協働者」と労働者との異同、適用される規律の範囲などについて、学説上見解が分かれていたが、破毀院判例などにより、同条は労働分野において実質的に労働者概念を拡張するものと理解する余地もありうる条文であることが判明した。

2017年法は、独立労働者について、優越的地位濫用類似の法理、著作権の帰属、職能団体への委任に関する政府の立法権限の付与、社会保障給付の強化などを定めたものである。日本法との関連では、優越的地位の濫用に関する独立した規定（同法3条）が存在することが注目されるが、同条の実効性については、これまでの調査では明らかにすることができなかった。

フリーランスの法的保護に関しては、5つのアプローチがあるとされている（荒木尚志「プラットフォームワーカーの法的保護の総論的考察」ジュリ1572号（2022年）14頁）。すなわち、(1) 誤分類の是正（現在の労働者概念でも労働者となる者が非労働者としてその保護から外されることの是正）、(2) 労働者概念拡張、(3) 中間概念導入、(4) 特別規制、(5) 他方・ソフトウェアによる対応である。

この枠組みの元では、イタリア法は、(1) および (5) を取り入れつつ、(2) および (3) のアプローチをとったものと評価できるが、その含意については今後さらなる研究が必要と考える。

以上の研究成果は、論文として公表される予定である。なお、本研究に一部関連した成果として、日本芸能実演家団体協議会「芸術家の社会保障等に関する研究会」で示されたイタリアの芸能実演家に対する所得保障制度の紹介がある。また、イタリア法の検討も踏まえつつ、日本法の状況を検討したものとして、日本労働法学会第140回大会報告（「労働法と経済法の関係をめぐる日本の現状と課題」）および同報告に基づく論文（日本労働法学会誌137号（2024年）84頁）がある。

マクロ・プルーデンス政策が情報投資を通じて金融市場の不安定性や金融危機に与える影響

研究代表者：

小佐野広 (甲南大学経済学部・特任教授)

共同研究者：

池田晃彦 (京都産業大学経済学部・准教授)

実施期間：2021年4月1日～2024年3月31日

【研究の概要】

本研究では、金融市場で取引を行う市場参加者の一部が自分で情報投資を行うモデルを使って、マクロ・プルーデンス政策が情報投資を通じて金融市場の不安定性や金融危機に与える影響を明らかにする研究を目指した。このモデルでは、金融市場で情報投資を積極的に行う市場参加者は資産価値に関する多くの情報を得る。そして、その情報が資産価格形成に反映されれば、他の市場参加者にもプラスの外部効果をもたらす。その一方で、情報投資を積極的に行う市場参加者は他の市場参加者に対して情報優位にたつ。このことは、金融市場に参加する取引関係者間での情報の非対称性を拡大することになり、その結果、金融資産の質に関する逆選択の問題を悪化させ、質の高い金融資産の供給や情報を持たない投資家の取引需要に悪影響を与える可能性がある。

しかし、情報投資を積極的に行う市場参加者は情報量の改善による外部効果の便益や逆選択問題の費用を内部化せずに情報投資水準を決定する。そのため、情報投資水準が経済全体の経済厚生を最大化させる水準に比べて過大もしくは過少になる可能性があり、また、資産の投げ売りや場合によっては市場取引自体がなくなる市場凍結という現象をより多く引き起こす可能性がある。

以上のようなメカニズムを前提として、金融市場で取引を行う市場参加者の一部が自分で情報投資を行うという想定の下で、バーゼル規制に従う銀行と従う義務のないシャドウ・バンクという二つの異なる金融機関を市場で金融商品を提供する経済主体として新たに加えた理論的なモデルを、現実の制度的な要素とより適合するような形で組み込んで理論モデルを発展させた。そのうえで、前年度と同様な形で社会的に最適なレベルと比較して、バーゼルIII合意で導入された金融機関に対する資本規制、流動性の規制、およびリスク・リテンション・ルールやシャドウ・バンクに関する規制政策が金融市場で過剰もしくは過少な情報投資のどちらをもたらすのか、また、そのことは金融危機の可能性を高めるのかということ、理論的なパラメーターを特定化せず一般的な形式で分析した。

さらに、ここから一步進んで、資産運用の委託を受けた運用者が情報投資を行うモデルで、マクロ・プルーデンス政策が情報投資を通じて金融市場の不安定性や金融危機に与える影響をさらに明らかにしようと試みた。しかし、現段階では政策評価のモデルまで踏み込めていない。

■研究課題名

国境を超える知識と核拡散に関する実証研究：日本のウラン濃縮研究開発を事例として

研究代表者：

黒崎輝（福島大学行政政策学類・教授）

実施期間：2021年4月1日～2024年4月30日

【研究の概要】

研究期間中は資料調査を行いつつ、研究論文の作成に取り組んだ。その具体的成果として、英文の研究論文1本を完成させ、研究期間終了後に国際査読誌に同論文を投稿した。

2000年代以降、北朝鮮やイランのウラン濃縮研究開発が核拡散防止の観点から国際社会の懸案となったことを背景に、歴史学や国際関係論、政策研究の分野でウラン濃縮に関する技術情報の拡散、各国のウラン濃縮研究開発、ウラン濃縮に関する技術情報の拡散防止の取り組みなどに関する歴史、理論、政策研究が活発になった。しかし、日本のウラン濃縮研究開発に関する実証研究はあまり進んでおらず、研究史上の空白部分となっている。

このような研究動向を踏まえ、本研究はウラン濃縮技術情報の拡散と関連付けて、日本における50年代・60年代の遠心分離法によるウラン濃縮に関する研究開発の実態を実証的に解明することを目指した。そのために、本研究は、大山義年と高島洋一という二人の工学者の遠心分離法研究への関わりに焦点を合わせた。大山は理化学研究所（理研）の主任研究者、東京工業大学（東工大）教授として日本におけるウラン濃縮研究の開始を主導した。62年に理研から原子燃料公社（原燃）に遠心分離法研究が移管された後、高島が大山の後継者として原燃と動力炉核燃料開発事業団（動燃）に協力しつつ、東工大で研究を継続した。研究論文では、様々な資料に依拠して、彼らのウラン濃縮研究への関わりを跡付けることにより、50年代・60年代の日本の遠心分離法研究の全体像を描き出している。

さらに研究論文では、50年代末に公開された遠心分離法の技術情報が日本の研究開発に与えた影響について検討した。大山の指導の下、理研は海外で公開された技術情報を基に遠心分離機2機を製造した。その後、遠心分離法に関する先端的な技術情報を海外から得ることができなくなるが、高島は既存の遠心分離機の技術的問題点や日本の技術力を踏まえて独自の遠心分離機を発明し、大山と共にアメリカで特許を申請した。60年代後半に入ると、米国は日本に対し、遠心分離法に関する技術情報の拡散防止への協力を要請した。米国の要請を受け、動燃は独自に情報管理に努めた。ところが、米国では特許制度の下、高島型遠心分離機に関する技術情報が公開された。このような国境を超える核知識の学習、生産、管理の実態を、日本を事例として実証的に明らかにしたことも、本研究の重要な成果である。

名目賃金調整の状態依存性とマクロ経済

研究代表者：

高橋修平 (京都大学・准教授)

実施期間：2021年4月1日～2024年3月31日

【研究の概要】

本研究では、名目賃金調整の状態依存性と家計の異質性が存在する経済において、長期的なインフレ率がマクロ経済および経済厚生に与える影響を分析した。

分析に用いたモデルは以下の通りである。まず、貨幣が唯一の資産である非完備金融市場モデル (Imrohoroglu (1992)) に、ニューケインジアン型の労働市場の不完全競争を導入した。さらに、名目賃金調整に状態依存性を生み出すために、Takahashi (2017) に倣い、賃金調整の固定費用も考慮した。このモデルでは、長期のインフレ率が変わると、賃金調整のタイミング・頻度が影響を受けることで、名目賃金の格差が内生的に変化する。その結果、個々の家計の消費や労働時間、そして GDP、マクロレベルの消費水準が変化し、最終的に経済厚生に影響が生じる。

分析の結果、長期のインフレ率が上昇すると、名目賃金の改定頻度が高くなることが分かった。これは、現実のデータや既存のモデル分析の結果と整合的である。また、長期インフレ率の上昇により、GDP や消費が減少することも明らかになった。標準的な方法で経済厚生を評価すると、インフレ率が上昇するほど経済厚生は悪化することが分かった。例えば、年3%から5%にインフレ率が上昇すると、消費2.3%分の厚生の悪化が確認された。さらに、Floden (2001) の手法を用いて厚生分解を行うと、消費水準の低下により1.4%、消費の格差・不確実性の上昇により0.9%、厚生が悪化していることが判明した。今後は、パラメータ、モデルの詳細、解法などを変えることで、これらの結果の頑健性を確認する計画である。

参考文献

- 1) Floden (2001) "The Effectiveness of Government Debt and Transfers as Insurance," *Journal of Monetary Economics*, 48(1), 81-108.
- 2) Imrohoroglu (1992) "The Welfare Cost of Inflation under Imperfect Insurance," *Journal of Economic Dynamics and Control*, 16(1), 79-91.
- 3) Takahashi (2017) "State Dependency in Price and Wage Setting," *International Journal of Central Banking*, 13 (1), 151-189.

■研究課題名

海事サイバーセキュリティに関する国際法規則の諸相：国家責任法と国際海洋法の交錯

研究代表者：

萬歳寛之（早稲田大学法学学術院・教授）

共同研究者：

瀬田真（早稲田大学アジア太平洋研究科・准教授）

実施期間：2021年4月1日～2024年3月31日

【研究の概要】

2021年度は、研究代表者（萬歳）と共同研究者（瀬田）の間で、船舶の航行に影響を及ぼすサイバー攻撃に対して発信国・経由国が果たすべき「相当の注意」義務と海洋法における外国船舶航行の利益等を守る沿岸国の義務とを対比するかたちで共同研究を進めた（研究会は合計4回）。あわせて、北朝鮮のサイバー攻撃からの防御に関する韓国の法と実務について韓国の高麗大学科校のパク・キガブ教授と韓国国立外交院のユ・ジュンク教授とも意見交換を行った。こうした共同研究及び海外の有識者との意見交換から、船舶の航行を妨げるサイバー攻撃への実効的な法規制を検討するためには、インターネット等の電気通信のための陸、海、空、宇宙というそれぞれの空間を関連づけなければならない、そのため、海洋法にとどまらず、陸地領土の使用の管理責任、空法、宇宙法といった空間法全般を研究対象にしなければ有益な成果が得られないことが分かった。

そこで、研究計画を見直し、新たに、竹内悠氏（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構）と高屋友里氏（東京大学未来ビジョン研究センター）をアドバイザーに迎えて、研究の範囲を陸、海、空、宇宙に関わる法規制のあり方を検討することにした。2022年度と2023年度にかけて、合計8回の研究会を開催した。そのすべてに、ありがたいことに、竹内氏と高屋氏がボランティアで研究に参加してくれた。こうした新しい研究体制の下で議論を開始してみると、陸地領土に関わる法、海洋法、宇宙法、空法は、それぞれ自己完結的な制度となっており、他の空間との整合性をほとんど意識せずに発展してきていることが分かった。そのため、船舶の航行を阻害するサイバー攻撃などの具体的な課題を柱として、課題克服のための包括的な空間法のあり方の検討を行った。ちなみに、2024年度以降も、本研究会を継続させ、萬歳＝陸地に関する国際法、瀬田＝海洋法、竹内＝宇宙法、高屋＝空法という、それぞれの空間の専門家による研究会を組織しなおし、研究の内容を発展させていくことになった。この研究の成果は、信山社のご理解をえて、出版する予定となっている。

なお、本共同研究の遂行にあたっては、オンライン開催を基本としていたので交通費は不要であり、もっぱら萬歳と瀬田の書籍購入にあてた。この点は、竹内氏も高屋氏にも理解をえている。

スウェーデンの障害者就労支援策から導出する障害者と企業・組織間のジョブ・マッチングに関する研究

研究代表者：

福島淑彦 (早稲田大学政治経済学術院・教授)

実施期間：2021年4月1日～2024年3月31日

【研究の概要】

本研究の目的は、障害を持つ労働者（以下、「障害者」と記す）の雇用が、日本においてどのような状況にあるのかを明らかにした上で、障害者と雇用主とのジョブ・マッチングを高める方法をスウェーデンの取り組みから探ることである。本研究を通じて得た知見は下記の通りである。

日本の障害者雇用は増加傾向にある。民間企業で雇用されている障害者総数は本研究がスタートした2021年6月時点の約59.8万人から、2023年6月の64.2万人程度まで増加している。その一方、障害者の離職率は非障害者よりもはるかに高い水準で推移している。雇用動向調査によると、社会全体での離職率は2010年以降10%未満で推移している。一方、本研究を通じたインタビュー調査等で明らかになった障害者の離職率は就職後3ヶ月時点で2割以上、1年経過時点で4割程度であった。障害者の離職理由として最も多かったのが、「仕事内容が自分のスキルと合わない」、「職場の雰囲気・人間関係が合わない」というものであった。つまり、就職時点で障害者のスキルや特性と雇用者側のニーズとの間にミスマッチが生じていた結果、障害者の離職率が高くなっている。このミスマッチが発生する主たる理由の一つに、障害者の求職活動をサポートする公的機関による職業訓練、斡旋、紹介等のサービスはあまり多く存在し、各サービスが利用者にとってわかりにくい形で運用されていることがある。その結果、就職支援サービスが障害者のスキルや特性を十分に把握した上でサービスが提供されておらず、離職率が高いものとなってしまっている。非障害者の場合には、公的就職支援サービスは基本的にはハローワークに一本化されており、そのサポート体制はシンプルで分かりやすくミスマッチが起こりにくい状況にある。

スウェーデンでは、障害の有無に関わらず求職活動をする労働者はすべてハローワークを通じて就職支援サービスが提供され、そのプロセスもシンプルで利用者にとってわかりやすい。また、障害者雇用を後押しする施策の中でも特に有効なのが、(1)「賃金補助金」、(2)ジョブコーチによるパーソナライズされた継続的なサポート、であることが本研究を通じて明らかとなった。特に、(2)が障害者と雇用主とのジョブ・マッチングに有効であることが判明した。

本研究で明らかとなった諸知見は、現在、理論モデルという形で論文にまとめている。理論モデルの途中経過である Working Paper は、2023年9月の国際学会で発表を行った。

2020年度助成分

■研究課題名

子どもの貧困と養育費の強制執行 —アメリカ連邦政府による養育費強制プログラムにみる日本への導入可能性—

研究代表者：

宮下摩維子（駿河台大学・講師）

共同研究者：

大澤傑（愛知学院大学・准教授）

実施期間：2020年4月1日～2024年3月31日

【研究の概要】

本研究は、ひとり親家庭における子どもの貧困率が高いことに着目し、この要因の一つとして挙げられる養育費未払いの問題に法が提示できる可能性は何かを示すことを目的とするものである。

諸外国において様々な政策が施行されてきたが、中でも米国連邦政府による強力な養育費強制プログラムと各州の運用に焦点をあてた。連邦政府は1975年、社会保障法を改正し、非看護親の居所探索、養育費命令の確定と徴収の制度を整備した。各州は社会保障番号や金融機関の情報等を検索することで非看護親の居所を探索する。また、徴収の手段も所得税還付金や失業給付からの相殺や、専門職や商業上の免許の没収などの間接強制に加え、給与からの天引き制度など多岐に渡る。以上の制度の導入により、2005年の段階で養育費の徴収率は69%と報告されており、本制度の実効力の高さが際立つ。しかし、その一方で、本制度の導入により、かえって非監護親と子の関係性を悪化させたり、非監護親の労働意欲を削ぎ、貧困を加速させたりする場合もあるなど、様々な問題点が指摘されるようになっていることも、現地調査から明らかになった。

この問題は米国だけにみられる現象ではない。例えば英国は、保守党のサッチャー政権下で主要国で最低の子どもの貧困率を記録したが、その後労働党のブレア政権によって導入された養育費の強制徴収の制度により、大きく改善した。しかし、その導入をあまりにも急ぎすぎたために、厳しい徴収に耐えられずに自殺者が相次ぎ、社会問題となった経緯がある。

以上のように、各国の養育費に関する政策は、養育費制度そのものを比較研究し、その良し悪しを検討するだけでは不十分であって、比較法対象国の政治体制の違いにも留意する必要がある。国はどこまで家族に介入すべきなのか。そして介入するのであれば、その論理的根拠はどこにあるのか。以上の点を明らかにすることが、我が国に効果的な養育費の回収制度を導入するために必要不可欠な議論となろう。

以上の研究は、家族と法学会およびJAUW シンポジウムで報告の機会を得、研究者および実務家と意見交換を行うことにより発展した。研究成果は論文にまとめ、発表する。また、本研究によって明らかになった課題は、2024年度より採択された科研費課題「養育費政策に関する比較法・比較政治研究」(24K04666)に引き継ぎたい。本プロジェクトに対する野村財団の御助成に、この場を借りて心から感謝申し上げます。

金融・証券のフロンティアを拓く研究実績報告書

目次

2024年度に受理した報告書（五十音順）

2021年度助成分

家 森 信 善（神戸大学経済経営研究所・教授）……………53

2019年度助成分

森 下 哲 朗（上智大学法学部・教授）……………55

山 本 竜 市（早稲田大学政治経済学術院・教授）……………57

2021年度助成分

■研究課題名

金融・証券リテラシーと金融行動：老後生活の安心と自然災害に対する強靱性を高めるために

研究代表者：

家森信善 (神戸大学経済経営研究所・教授)

共同研究者：

岩壺健太郎 (神戸大学大学院経済学研究科・教授)

実施期間：2021年4月1日～2024年3月31日

【研究の概要】

本研究では、資産運用と自然災害に対する強靱性を高めるために、独自調査を実施し、それに基づいた分析を行ってきた。

まず、金融リテラシーと、老後の資産を厚くする投資・貯蓄行動の関係を分析するために、2022年2月に調査を行い、3,084人からの回答を得た。金融リテラシー教育では、伝統的に「長期・分散・積み立て投資」が王道とされており、「分散・長期・積み立て投資」は、投資スキルが高くない個人投資家でも、十分な資産形成を可能にする手段として、金融リテラシー教育で推奨されている。しかし、「分散・長期・積み立て投資」の評価についてはあまり研究がない。本研究では、「分散・長期・積み立て投資」のなかで、「分散」と「積み立て」に注目し、これらの投資商品・投資手法がどれほど個人投資家から評価されているのか、また、どのような個人投資家によって行われているのかについて検証した。具体的には、オンライン証券の口座保有者を対象としてアンケート調査を行い、投資商品・投資手法の組み合わせに関する自己評価（満足度で判定）を比較した。その結果、投資家の満足度が最も高いのはインデックス・投資信託・ETFを定期的に積み立てる投資であり、インデックス・投資信託・ETFをタイミングを見計らって売買する投資が次に満足度が高く、国内や外国株式の個別銘柄をタイミングを見計らって売買する投資が最も満足度が低かった。これらの3つを組み合わせた取引を行っている投資家においても、国内や外国株式の個別銘柄を裁量取引する投資の満足度が最も低かった。金融リテラシーが低い投資家は個別銘柄を裁量取引する傾向があるが、金融リテラシーが高い投資家は分散・積み立て投資に加えて個別銘柄の裁量取引やインデックスの裁量取引を行うことが多くなり、それが投資の満足度を引き下げている。満足度が最も低い投資家である個別銘柄を裁量取引する投資家は、金融リテラシーの向上を図るとともに、「分散・長期・積み立て投資」の原則に従うよう促すべきである。

自然災害（コロナ禍を含む）に対する強靱性を高めるという視点で金融リテラシーの役割を検証するために、3つの調査を実施した。まず、2022年8月にweb調査「金融リテラシー

とリスクマネジメント行動（2022年）」を実施した。この調査では、自然災害に対する家計のリスクマネジメント行動に焦点を当てることにし、具体的には、住宅損害に対する地震災害と水災とに焦点を当てた。そのために、調査対象者は、本人もしくは配偶者が住宅を保有している者とし、合計では3,000人から回答を得た。その結果、保険や金融に関するリテラシーの低さのために、リスクの存在および保険加入の必要性を理解できず、自然災害に脆弱なままとまっている人が多数いることを明らかにできた。

第2の調査として、金融リテラシーの高低がコロナショック下での金融レジリエンスに影響しているのかを明らかにするために、2023年1月にweb調査「コロナショック下の家計の金融レジリエンスと金融リテラシーに関する調査」を実施した。その結果、36.0%が資産管理・運用に対する考え方がコロナ禍発生前と比較して変化したと回答した。コロナ禍における経済的な問題の相談先について尋ねたところ、経済的な問題があった2,928人の内、35.7%は「問題があったが、相談していない」と回答しており、適切な相談先にアクセスできていない層が多く、大きな政策的な課題である。また、「子供の頃に両親から株式投資の話をよく聞いたことがない」人が7割以上あり、また、「これまでに十分な金融経済教育を受けてこなかった」という人も7割弱おり、家庭や学校での金融経済教育が十分に行われてこなかったことを示唆している。

第3の調査として、企業側の要因をより深く分析するために、2023年9月に、web調査「中小企業経営者における金融リテラシーと自然災害に対する強靱性」を実施した。これまで家計に焦点を当ててきたが、本調査では中小企業経営者に焦点を当てている。その結果、金融リテラシーや保険リテラシーの低い人は、地震リスクや洪水リスクについての把握が不十分である傾向がうかがえた。また、火災保険の補償範囲を正しく認識していない回答者が多い。さらに、地震に対して保険で備えていない人については、約半数が「助言を受けたり、参考にしたりしたものはない」と回答しており、十分な検討をしないまま無保険となっている可能性が強い。適切な判断が行えるように、（外部専門家の助言を必要に応じて受けるという意味での金融・保険リテラシーを含めて）保険知識の普及啓発が重要であることが示唆された。

2019年度助成分

■研究課題名

FinTech 時代の金融法の論点：日欧比較を通じた処方箋の提示

研究代表者：

森下哲朗 (上智大学法学部・教授)

共同研究者：

道垣内弘人 (専修大学・教授)、小出篤 (早稲田大学・教授)、加藤貴仁 (東京大学・教授)、
得津晶 (一橋大学・教授)

実施期間：2019年4月1日～2024年3月31日

【研究の概要】

1. はじめに

本研究は、欧州の実務家、研究者等とのインタビュー等を通じて、FinTech に関する欧州の実務や法制度を調査し、そこから、日本の法制度のあり方に関する示唆を得、具体的な処方箋を提示することを目的とする。研究期間において、特に注目したのは、①デジタル化された資産に関する法的取扱い、②暗号資産に関する規制のあり方、③決済サービス法制である。

2. デジタル資産に関する法的取扱い

暗号資産、セキュリティ・トークン、ユーティリティ・トークン、Non Fungible Token 等、ブロックチェーンに記録されたデジタル資産が普及しているが、こうしたデジタル資産の法的性格は、日本においても、また、欧州においても、明確ではなく、有体物でもなく債権でもないこれらのデジタル資産の法的性格や、その帰属や移転についてどのように考えたらよいのかが議論されている。

この点について、英国では、2023年に Law Commission が、伝統的に財産は thing (chose) in possession と thing (chose) in action に分類されるどころ、暗号資産のようなデジタル資産はいずれにも分類できないとして、デジタル・データに関する物権を適切に扱うための第3のカテゴリーを設けることを提唱する Report (Law Commission, Digital Assets: Final Report (2023)) を公表して注目を集めた。この提案に対しては、第3のカテゴリーを設けることなく既存の法制度で対応可能であるとの批判もあるが、この提案に基づき、“A thing (including a thing that is digital or electronic in nature) is not prevented from being the object of personal property rights merely because it is neither - (a) a thing in possession, nor (b) a thing in action.” というシンプルな条文を設ける法案 (Property (Digital Assets etc) Bill) が国会に提出されている。

一方、ドイツでは、2021年6月10日、券面を発行せずに純粋に電子的に発行される電子証券に関する Gesetz zur Einführung elektronischer Wertpapiere – eWpG が施行されており、同

法に基づき発行される電子証券は、民法にいう物 (Sache) とみなすとの規定が設けられている。但し、ドイツにおいても、この電子証券法のアプローチに対しては批判もある。

デジタル資産をどのように法的に扱うかはいずれの国においても簡単ではない問題であるが、英国・ドイツとも私法ルールの特明確化のために一歩進んだ試みを進めている。英国やドイツとは前提となる法制に違いがあるものの、両国の試みやそれらに関する議論は、我が国での検討を進めるうえで参考になる。

3. 暗号資産に関する規制

欧州では、2023年6月に暗号資産に関する発行者や仲介事業者の規制や不公正な取引を禁止する Markets in Crypto-Assets Regulation (OJ L150/40, 9.6.2023) が公布され、2024年12月からの施行（一部は先行して施行）が予定されている。MiCA の規制内容は日本の資金決済法と実質的に共通する部分も多いが、例えば、MiCA においてはインサイダー取引が規制の対象であるのに対して、日本では規制対象外となっている等の違いもある。この点については、欧州でも、インサイダー規制を暗号資産等に適用するにあたっては、誰を内部者として扱うか等、様々な議論がなされており、日本の法制度のあり方を考える上で参考になる。現在、MiCA を巡っては欧州で活発な議論がなされており、そうした議論は類似の法制を持つ日本法の研究の深化にも役立つ。

4. 決済サービス法制

欧州では包括的な決済サービス法制である Payment Services Directive が存在するが、2023年6月、欧州委員会は金融サービス部門のデジタル化をより推進すべく公表した Financial data access and payment service package の一環として、既存の Payment Service Directive 2 をアップデートする Payment Service Directive 3 が提案した。そこでは、例えば、電子マネー法制と決済サービス法制を一本化することなどが提案されている。我が国においても、より包括的で横断的な決済法制の必要性を説く見解が見られるが、欧州の状況は日本の決済法制のあり方を検討するうえで大いに参考になる。

以上のような研究の成果については、別途、複数の論文として公表することを予定している。

■研究課題名

投資家の群集行動と株式市場のファットテール現象

研究代表者：

山本竜市 (早稲田大学政治経済学術院・教授)

共同研究者：

船木由喜彦 (早稲田大学政治経済学術院・教授)、**小倉義明** (早稲田大学政治経済学術院・教授)、**花木伸行** (大阪大学・教授)、**小川一仁** (関西大学・教授)、**Chung-Ching Tai** (Tunghai University)

実施期間：2019年4月1日～2024年3月31日

【研究の概要】

本研究は長期にわたる世界規模の最新の投資家の株式保有データを用い実証分析を包括的に行うことによって群衆行動と fat tail 現象発生原因を解明することを目的とする。株価収益率分布の fat tail 現象は stylized fact であり暴落などの大きな価格変化と関連性がある。一方で群衆行動が fat tail 現象の起源とする理論論文 (例えば Chiarella et al, 2009, JEDC) もあり、群衆行動起源の理論的説明も多くある (例えば reputational herding など)。これら先行理論研究の現実的妥当性を実証的に検証するには、各投資家の持つ情報量、市場全体で見た情報異質性の程度や情報伝播の経路、売り買いに関して同方向取引の連鎖経路など明確にする必要があるが、実証的特定は厳密には困難である。そのため先行実証研究は産業、銘柄、投資家タイプごとに行い、その実証結果からどの理論が尤もらしいか推測するにとどまっている。例えば Sias (2004, RFS) は投資信託は自身の評判を保持する動機があると考えられるため、彼らの群衆行動は reputational herding 理論のエビデンスと解釈する、など。つまり群衆行動や fat tail に関する先行実証研究では理論の現実的妥当性を厳密に検証できないという閉鎖状況に陥っていると言え、理論と実証研究がお互いフィードバックをとりながら新たな理論を構築していくという本来あるべき研究の姿が見えにくいテーマとなっている。また先行実証研究では、扱う国、投資家数など限定的で、限られた国・投資家のデータ解析結果から一般的結論を導き出そうとするという意味で data-snooping の問題がある。

本研究当初の目的は群衆行動と fat tail 現象発生原因に絞り、実証分析包括的に行うことによって、各投資家の持つ情報量、市場全体で見た情報異質性の程度、情報伝播の経路や同方向取引連鎖経路に関して、どの条件がそれら現象発生の条件となるか、またならない条件を提示することであった。そして実証結果をもとに群衆行動と fat tail 現象を説明する新しい理論モデルを構築することであった。研究意義は、1) データで検証可能な新しい理論を構築することで先行研究で問題であった理論と実証の乖離を解決できる点、2) 本研究は情報学研究の手法であるデータフィードにより集める世界規模の包括的で最新のデータを使うため、先行研究にある data-snooping の問題を低減できる点、3) 現実の機関投資家は VaR

を重視しリスク管理体制を築いていると言われているため分布の裾の現象である fat tail の発生原因説明は VaR 分析の観点から言えば投資家にとって健全な投資リスク管理の手助けとなる研究である点、である。

本研究は、本研究費で Refinitiv Japan より購入した長期にわたる世界規模の最新の投資家の株式保有データを用いるが、四半期というデータ頻度の特性から申請書の内容の一部を以下の理由で実行困難であると判断し、以下の変更を行った。変更することにより本研究のファイナンス領域に対する貢献度は著しく高くなるという意味で、本変更は研究の大きな改善であると言える。情報（例えば企業の earning announcement などの財務情報の公表など）が価格へ反映されるスピードは 30 分以内であったり（Chordia et al 2005, JFE）財務情報公表前にすでに反映されるとするものもある（例えば Christophe et al., 2004, JF）。したがって四半期の株式保有データは個別投資家の取引情報を見ることができるという利点はあるものの、データ記録頻度が低いため情報が取引にどのように反映されているか、そして群衆行動が情報に基づくものかどうかを見るにはデータが荒すぎるという難点がある。一方で、群衆行動は価格に影響を与えるかもしれないが、その方向や程度が先行実証研究によって異なる。この点は価格に与える影響は何かしらの条件によって異なることを示唆している。最近のネットワーク研究によれば、価格変動の大きさは、市場全体でみる銘柄（例えば銘柄の収益率）同士のつながりの強さと関係があるとする。本研究の変更点としてはネットワーク理論を新たに導入し、企業間のつながりを示すネットワークのサイズや強さを条件として群衆行動とファットテールとの因果関係を明らかにする点である。変更後も引き続き本研究費で購入したデータを使い研究を行っている。論文完成後に著名な国際雑誌に投稿する予定である。

「女性が輝く社会の実現」をテーマにした 研究実績報告書

目次

2024年度に受理した報告書（五十音順）

2021年度助成分

坂和秀晃（名古屋市立大学・准教授）	61
橋野知子（神戸大学大学院経済学研究科・教授）	63

2021年度助成分

■研究課題名

女性取締役登用と企業ダイバーシティの会計不正問題への効果の検証

研究代表者：

坂和秀晃 (名古屋市立大学・准教授)

共同研究者：

矢野均 (名古屋市立大学・教授)

実施期間：2021年10月1日～2024年9月30日

【研究の概要】

本研究課題では、2015年に制定され、2018年・2021年に改訂された日本版コーポレート・ガバナンス（CG）コードにおける「女性取締役登用」がどのように、企業の会計不正問題へ影響するのか？といった観点からのいくつかの研究を構想して、実行している。1点目の研究成果としては、2015年の日本版CGコードによる女性取締役登用に注目して、「男性に比べて、よりリスク回避的傾向の強い女性役員の登用は、企業のリスクテイクの度合いを小さくする（Bernile et al., 2018, JFE）」とする先行研究の帰結が、企業の倒産リスク(Default-to-Distance)に及ぼす影響についての実証研究を行った（研究業績 [1]）。

2点目の研究成果としては、金融業における「女性登用」に注目を行った研究を行っている。金融業においては、非金融業に比して、女性役員などの登用が遅れており、その専門性が企業組織において十分に発揮していないことが知られている（Adams and Kirchmaier, 2016, American Economic Review）。このような世界的な潮流の中で、日本版CGコードの影響を受けた日本の金融業における女性役員登用の効果についての検証を行う研究を企画しており、査読付き雑誌に採択済みである（研究業績 [2]）。

3点目の研究成果としては、「会計不正問題」に対する女性役員の関与の度合いを検証するために、「企業の裁量的会計行動（Earnings Managements）」に注目した実証研究を行った。心理学分野などの先行研究でも、女性役員の方が男性役員に比べて、男性中心のネットワークから独立していることもあり、企業内部の「倫理的」問題に対しても、問題点の指摘をしやすい点を指摘している。その意味で、女性役員の登用によって、企業の会計不正に繋がるような「裁量的会計行動」を防ぐ可能性が示唆される。そのような観点からの研究を現在、アカデミック・ジャーナルに投稿して、修正要求に基づき、改訂中（Under Revision）の状況にある。

研究業績

- [1]. Sakawa, H., Watanabel, N., Ali, S., 2024. Board gender diversity and default risk in a bank-based financial system: A pre-registered report. *Pacific-Basin Finance Journal*, Vol. 87, No. 102502.
- [2]. Sakawa, H., Watanabel, N., Kuroki, Y., 2024. Does gender diversity on boards improve bank financial performance in a bank-based financial system? A pre-registered report, *Pacific-Basin Finance Journal*, forthcoming.

■研究課題名

技術・組織変化と女性労働の創出－近代西陣・桐生・福井産地における歴史から学ぶ

研究代表者：

橋野知子 (神戸大学大学院経済学研究科・教授)

実施期間：2021年6月1日～2024年3月31日

【研究の概要】

研究助成の初期段階では、新型コロナウイルスの流行の関係で、インタビュー調査等が難しかったため、その間は、資料の収集やデータ整理・入力に努めた。その結果、近代の西陣・桐生・福井産地における女子労働力の創出については、比較可能なデータ系列が整い、その分析結果については『比較産地発展論－日本の絹織物業における伝統と革新』（有斐閣、2026年、六甲台後援会の出版助成による刊行）の第3章に加えるべき考察ができた。とりわけ、西陣については、製織は男性の仕事であったが、ジャカードの導入によって、女性が補助的な仕事から簡単な織物の織手となり直接労働者として参入するようになったことが数量的にも明らかにされた。これについては、代表研究者が編者として加わった Vernus, Martini, and Hashino eds. *Global History of Silk: Trade and Production from the 16th to the Mid-20th Century* (Springer, 2024 forthcoming) に 'From Lyon to Kyoto: Technology Transfer, Inflow of Knowledge, and Modernization of a Traditional Silk-Weaving District in Japan, 1887-1929' (村田優久夫氏と共著) として寄稿した。織手がもともと女性だった桐生については、ジャカードのインパクトを西陣と比較しながら考察することが、今後必要となる。

さらに女性が織物産地のなかでどのような役割を果たしてきたのか、どのような働き方をしたのかについては、二つの方法で調査した。福井県勝山市において代々営まれてきた織物会社・ケイター株式会社の経営者であられた荒井由泰氏（勝山市観光まちづくり社長ならびに社会福祉法人ケイター翔育会理事長）より、織物業における女子労働のあり方や地域性についてお話を伺い、資料に関するご教示を得た。また、セーレン株式会社における年齢の異なる女性社員5名に、座談会形式で自らのキャリア史について語っていただいた。同じ繊維産業における労働力といっても、生産現場とホワイトカラーとを比較すると、キャリア形成のあり方が大きく異なり、当然ながら両者を直接比較することはできない。今後の課題としては、特に後者に関して、インタビュー等を通じて知見を増やし、考察を進めていくことを計画している。本助成研究で、女子労働や女性のキャリア形成に着目していたことから、研究分担者として共同研究（科学研究費（B）「個票データを用いた「職業婦人」と女子実業教育の社会経済史・経営史的研究」、研究代表者・菅山真次氏）において、女子教育・女子実業教育の傾向の歴史的把握とキャリア形成との関係を分析することになった。本助成研究の成果を生かしつつ議論を重ね、上記の課題を丁寧に考察し新たな知見を得たい。

国際交流実績報告書

研究者の海外派遣

目次

2024年度に受理した報告書（五十音順）

2024年度助成分

佐伯仁志（中央大学大学院法務研究科・教授）…………… 65

2023年度助成分

川島享祐（立教大学・准教授）…………… 66

木下昌彦（神戸大学大学院法学研究科・教授）…………… 67

桑村裕美子（東北大学・教授）…………… 68

塩路悦朗（中央大学商学部・教授）…………… 69

竹川俊也（慶應義塾大学・専任講師）…………… 70

村角愛佳（京都大学法学研究科・特定助教）…………… 71

2022年度助成分

池田悠太（東北大学・准教授）…………… 72

2024年度助成分

■研究課題名

第8回日中刑事法シンポジウムにおける報告・討論

研究代表者：

佐伯仁志 (中央大学・教授)

派遣研究者：

山口厚 (東京大学・名誉教授、早稲田大学・名誉教授)、高橋則夫 (早稲田大学・名誉教授)、
只木誠 (中央大学・教授)、佐伯仁志 (中央大学・教授)、松原芳博 (早稲田大学・教授)、
金光旭 (成蹊大学・教授)、橋爪隆 (東京大学・教授)、亀井源太郎 (慶應義塾大学・教授)

派遣先：

中国・昆明市・雲南大学法学院

実施期間：2024年8月17日～2024年8月18日

【研究の概要】

第8回日中刑事法シンポジウムは、2024年8月17日・18日の両日、雲南大学法学院を開催校として、昆明市内のホテル（昆明南亜風情園豪生大酒店）の会議場で開催された。日本側からは、上記8名の刑法研究者が参加した。中国側からは、陳興良、張明楷、劉明祥、黎宏、付立慶、車浩の各教授をはじめ、100名程度の研究者・実務家がシンポジウムに参加された。

日本側の参加者は8月15日に東京・羽田空港を出発し、上海空港を経由して、昆明空港に到着し、昆明市内の上記ホテルに宿泊した。翌16日は雲南大学法学院の関係者とシンポジウムの関する打ち合わせを行い、報告の事前準備を行った。

17日・18日の両日には、シンポジウムが開催された。17日には、開会式（日本側の挨拶：佐伯仁志）に引き続き、特別企画「西原春夫先生と日中刑事法の交流」（高橋則夫）が行われ、その後、第1セッション「緊急避難の現代的課題——正当化根拠、自動運転と緊急避難」（日本側報告：松原芳博）、第2セッション「幫助犯——因果関係、中立的幫助、不作為による幫助」（日本側報告：亀井源太郎）、特別講演「日本における近時の刑法理論の展開」（山口厚）が行われた。翌18日には、第3セッション「恐喝罪をめぐる理論的課題」（日本側報告者：只木誠）、第4セッション「環境犯罪」（日本側報告者：橋爪隆）の後、シンポジウム全体の総括が行われ（日本側コメント：佐伯仁志）、その後、閉会式が催された。金光旭は、企画全体のオーガナイズのほか、当日の通訳全体の統括を行った。

シンポジウム終了後、19日には、雲南大学および昆明市内の法律事務所を訪問し、関係者との意見交換等を行った。20日の早朝、昆明空港を出発し、上海空港を経由して帰国した。

今回のシンポジウムは、2019年に京都で第7回シンポジウムが開催されて以来、5年ぶりのシンポジウムとなったが、日中の実務・理論の先端的な課題について意見交換を行うことができ、大変有意義な機会となった。中国側においても、日本の刑法学に強い関心を有する若手研究者が増加している。このような国際的な研究集会を継続的に開催することが、日中の学術交流にとってもきわめて重要な意義があると思われる。

■研究課題名

**電子的証拠に対する検索・押収についての日米比較法的研究：
令状主義、第三者、越境性**

研究代表者：

川島享祐 (立教大学・准教授)

派遣先：

アメリカ合衆国・バークレー市・カリフォルニア大学バークレー校ロースクール

実施期間：2023年8月7日～2024年8月6日

【研究の概要】

現代社会においては、個人に関係する大量の情報が電子データの形で保存されている。本研究において、申請者は、捜査機関によるこのような「電子的証拠」の検索・押収に対して、どのような法的規律を及ぼすべきかという問題を、アメリカ法と日本法を比較しつつ検討した。具体的には、次の3つの問題に関して、我が国で妥当し得る解釈論及び立法論を提示する準備作業を行った。

第1の問題は、令状主義の要請が電子的証拠に対してどのように及ぶかである。アメリカ合衆国憲法第4修正も、我が国の憲法35条も、令状に基づく検索・押収に関して、令状において特定された物件のみを捜索・押収の対象とすることを要請することで、一般的・渉獵的探索による不必要なプライバシーの侵害を防止しようとする。しかし、一方で、電磁的記録媒体内に蔵置された大量のデータを捜索現場で確認することは容易ではなく、他方で、大容量の電磁的記録媒体内には、被疑事実に関するデータ以外にも、対象者のプライバシーに関わる大量の無関係データが含まれ得る。本研究は、このような特性を有する電子的証拠に対し、有体物の検索・押収を念頭に置く従来の令状主義の規律をそのまま及ぼすことで十分なのか、それだけで、令状主義の本来的目的である一般的・渉獵的探索の防止が達成できるのかを検討した。

第2の問題は、第三者が管理するサーバにクラウドサービス等を通じて保存されている電子的証拠を、捜査機関が収集しようとする場合に、どのような法的規律が及ぶかである。具体的には、捜査機関が、当該サーバに直接アクセスする場合と、間接的に、サーバを管理するプロバイダ等の第三者から電子的証拠の提出を受ける場合とが想定される。とりわけ後者の場合に、令状主義が適用されるかについては、アメリカで「第三者法理」の問題として議論されている。

第3の問題は、捜査機関が、電子的証拠の蔵置された国外のサーバに直接的又は間接的にアクセスすることが、国際法上許容されるかである。この場合には、当該外国に対する主権侵害等が問題となる。

実施期間中には、まず、上記の各問題について、文献調査を実施した。また、本研究テーマに直接関係する授業に出席し、教員と議論するとともに、現地裁判官にインタビューをすることで、アメリカ法の実情に関する理解を深めた。研究成果は順次論文の形で公表する予定である。

■研究課題名

戦略的政治過程審査：日本の最高裁判所における民主的ミニマムコアの保護戦略

研究代表者：

木下昌彦（神戸大学大学院法学研究科・教授）

派遣先：

アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市・ニューヨーク大学USアジア法研究所

実施期間：2023年8月26日～2024年6月30日

【研究の概要】

申請者は、2023年8月26日から2024年4月21日までの約9か月間、ニューヨーク大学USアジア法研究所において、客員研究員（visiting scholar）として滞在し、日本の最高裁の憲法判断における司法戦略に関する研究を行った。申請者のアプローチは、近年比較憲法において世界的に注目を集めている戦略的司法審査論に基づき日本の最高裁の憲法判断を再検討することにある。

従来、国内外で日本の最高裁は消極的・保守的であるという評価がなされてきたが、申請者は、確かに、9条や経済的自由の事案においては消極的であったものの、表現の自由や選挙権の事案においては、比較法的観点からも積極的であったと評価することができ、そのようないわば判断姿勢が、自民党が長期的に政権の地位にある一党支配体制のもとで、政治部門からのバックラッシュを防ぐとともに、権威主義化を予防する戦略として有効であったと論じた。ニューヨーク大学滞在中は、ニューヨーク大学の豊富なデータベースと卓越した教授陣からの助言のもとで研究を進めることができ非常に充実した滞在となった。

申請者は、アメリカ滞在中に、コーネル大学（2023年10月2日）、ニューヨーク大学（2024年3月7日）に英語により講演会を行っており、講演会に出席したアメリカの教授達より重要なフィードバックを受けた。また、滞在期間中に滞在テーマについて英文を執筆しており、2024年度中には英文査読誌への投稿を予定している。

■研究課題名

公益通報者保護法制のあり方に関する比較法的研究：労働法学の視点から

研究代表者：

桑村裕美子（東北大学・教授）

派遣先：

ドイツ、フランクフルト、ゲーテ・フランクフルト大学

実施期間：2023年10月1日～2024年4月30日

【研究の概要】

本研究は、日本の公益通報者保護法（公通法）の望ましい制度設計のあり方を労働法の観点から分析し、公通法の次期見直しに向けて有益な示唆を導くべく、ドイツを拠点に7カ月間、日独比較法研究を行うものである。

調査期間中はまず、ドイツ法とEU指令について正確な情報を得るために、文献調査や専門家との意見交換等を行った。文献調査に関しては、ドイツの公通法は2023年5月制定で新しく、注釈書の多くが2024年初頭に出版されたため、書籍ではこれらの新書を中心に調査を行った。

専門家との意見交換等については、ドイツおよびEUにおける公益通報者保護の専門家であるDr. Simon Gerdemann氏（ゲッティンゲン大学）による講演会を主催し、オンラインで日本から民法や商法の専門家の参加も得た。同講演会では、ドイツ法の制定経緯、背景、条文内容の概要についてレクチャーを受けた後、日本と異なる制度設計として、①保護対象者、②行政通報と内部通報の要件の関係、③公益通報と不利益取扱いの間の因果関係の立証責任、④匿名通報の制度設計などが取り上げられ、活発に議論を行った。また、ドイツの弁護士事務所主催の講演会に参加し、実務に関する資料収集を行った。同講演会では、公益通報窓口は多くの場合に人事部に設置されているが、通報事例の大部分が企業内での処遇に関するものであるため、人事部門に通報窓口を設置することには問題があること等が指摘された。

調査期間の後半は特に日本との比較検討に多くの時間を費やし、2024年5月3日に、マインツにて比較法的観点から講演（タイトル「Hinweisgeberschutz in Japan – mit kurzen Schlaglichtern auf das deutsche Recht」）を行い、専門家と意見交換を行った（派遣研究者は現在ドイツで在外研究中であり、助成期間の調査をもとに、この時期に当該講演を行った）。そこでは、特に匿名通報について、日本とドイツでは社会的受け止めに差異があることが指摘されたほか、日本において内部通報と行政通報の保護要件を異なるものとすべきかどうかやドイツでの制度設計の当否について活発に議論が行われた。これらの調査を経て、日本法の制度設計のあり方について検討を進め、現在、成果公表に向けて準備を進めているところである。

■研究課題名

米国の金利正常化は日本の金融・財政政策をどう変えるか

研究代表者：

塩路悦朗 (中央大学商学部・教授)

派遣先：

米国・ニューヨーク市・コロンビア大学日本経済経営研究所 (CJEB)

実施期間：2023年9月20日～2024年2月10日

【研究の概要】

コロンビア大学日本経済経営研究所に客員研究員として滞在し（在任期間は2023年10月1日～2024年1月31日）、米国の利上げ政策が日本の国債市場ひいては経済政策に与えるインパクトを研究した。事前に予備的研究を行い、成果を研究会で報告して国内研究者の助言を得るなどしてから出発した。同研究所内の客員研究員セミナーで研究の中間報告を行う機会を得（2023年10月3日）、同研究所長のデービッド・ワインシュタイン教授や伊藤隆敏教授ほかから貴重なアドバイスを頂くことができた。その後の進展の成果をハイブリッド開催された国際学会 CFE2023 でオンライン報告した（同年12月16日）。米国滞在中は他にも Midwest Macroeconomics Conference Fall 2023 とインディアナ大学のセミナーで関連する研究を報告した（それぞれ同年11月12日、2024年1月29日）。また米国経済学会の年次大会に出席し、関連分野の最新の研究動向について学んだ。

本研究の対象は日本銀行が長短金利操作政策（Yield Curve Control、YCC）を2016年9月に導入して以降の期間である。この時期までに日銀は長期国債、特に発行されてからの期間が短い10年物国債の大量購入を通じて、国債市場での圧倒的地位を築いていた。同政策はその購入額を調整することで同国債の金利が目標とする範囲内に留めようとするものである。需要変化で金利が上限ないし下限に近づく、さらには突破しようとする、日銀の国債購入額は急に大幅増減することになる。逆に言えば国債市場に加わる圧力は金利よりも、そうした購入額に現れることになる。この発想に基づき、日銀の国債市場介入度に関する新たな日次指標を開発、推計した。それに当たっては新しい国債ほど高いウェイトが与えられるように工夫した。この指標の変動要因を分析したところ、市場圧力は米国金利に強く反応していたことが分かった。

上記2回の研究報告に対するコメントや米国滞在中の専門家との対話でわかってきたのは、本研究のように単一の指標で日銀の市場介入を測ろうとする試み自体が稀で、価値が高いということである。そこで現在はこの指標をより精度を高めた形で再推計している。日銀公表の2つの情報源を組み合わせることで、よりタイムリーに日々の変動を捉えることができると考えている。この作業が終わり次第その変動要因の分析を再度行い、結果を論文にまとめて国際的学術誌に投稿する。

触法精神障害者の刑事責任に関する日米比較法研究

研究代表者：

竹川俊也（慶應義塾大学・専任講師）

派遣先：

米国・シアトル・ワシントン大学ロースクール

実施期間：2024年3月5日～2024年9月4日

【研究の概要】

本研究は、米国刑法における精神障害と刑事責任の関係性をめぐる議論について、現地でのリサーチを通じて歴史的背景や理論的根拠を対象とした研究を行うことで、触法精神障害者の責任能力・量刑の判断枠組みを明らかにすることを目的とする。とりわけ今回の滞在では、米国において精神障害を有する性犯罪者を刑罰の執行後に民事的に拘禁する掠奪的性犯罪者法（Sexually Violent Predator Laws）の概要、判例、運用上の課題等を考察することで、重大再犯リスクを抱えた者への制度的対処のあり方について示唆を得ることを目標に据えた。具体的に得られた成果は、以下の通りである。

1. 掠奪的性犯罪者法は、精神異常ないし人格障害を理由に性的暴力行為を行なう危険性があると裁判所により判断された者を、刑罰の執行後に拘禁することを認める。Hendricks 判決を含む一連の連邦最高裁判決により、掠奪的性犯罪者法がその懲罰性ゆえに二重の危険や事後法の禁止に反するとの主張や、同法の要件に基づく民事収容が実体的デュープロセスに反するとの主張は事実上一掃されたが、適切な運用のあり方をめぐる議論は現在でも続いている。
2. 掠奪的性犯罪者法は理論面および運用面の難点を抱えているが、刑罰と処分の限界という観点からは興味深い論点を含む。というのも、他者侵害的な行為（者）に対する処遇は一般に、責任（能力）の有無により刑事司法システムないし民事（精神保健）システムのいずれかに排他的に割り振られるが、通常の暴力的性犯罪者は責任（能力）を欠くことがないために前者の枠内で処遇され、刑期を終えた時点でそれ以上の拘禁は不可能となるはずだからである。
3. わが国のように、行為者の危険性に対処する手段を刑罰以外のシステムがもたない場合に、刑事司法システム内部において非難可能性を超えた刑罰による対処が求められる可能性があるとの指摘が一部論者によってなされており、保安処分をもたない一方で法定刑の幅が広いわが国においても対岸の火事ではないといえる。拘禁刑の導入により刑罰の意義をめぐる議論が活性化している現在、掠奪的性犯罪者法をめぐる米国の議論から学ぶべき点は多い。

上記の研究成果は、竹川俊也「米国における性犯罪者の隔離措置：刑罰と処罰の限界？」佐伯仁志ほか編『刑事法の理論と実務⑥』（成文堂、2024年）219頁以下において公表される予定である。

■研究課題名

武力行使禁止原則の二元的理解に基づく自衛権概念の再検討

研究代表者：

村角愛佳 (京都大学法学研究科・特定助教)

派遣先：

ドイツ、ハイデルベルグ、マックスプランク比較公法・国際法研究所

実施期間：2024年3月15日～2024年9月15日

【研究の概要】

本研究は、独自の理論枠組である武力行使禁止原則の二元的理解（同原則を国家対国家的視座と人間的視座の両者から理解する）に基づいて、同原則の例外であり「国家の固有の権利」とされる自衛権を捉え直そうとするものである。武力行使禁止原則の二元的理解の下で核となる人間的視座とは、国籍に関わらず人間の利益あるいは価値に着目する視点である。人間に焦点を当てる視点を武力行使の分野に取り込むといっても、国家はなお現在の政治秩序における決定的な単位であり、特に武力行使は国家対国家的性格の強い分野である。特に、武力行使禁止原則の例外である自衛権は、「国家に固有の権利」（国連憲章 51 条）といわれるように、それ自体として価値を認められる国家が有する権利であるとされてきた。一方で自衛権をめぐる実践的問題の中には、人間的視座なくしては適切な理解ができない問題がある。そこで本研究は、一見人間的利益とは対極にあるようにみえる自衛権につき、その理論・実践の両問題を武力行使禁止原則の二元的理解に基づき論じることで、自衛権をめぐる議論に新たな視点を提供することを目指した。

武力行使禁止原則の二元的理解については、派遣先のハイデルベルグ マックスプランク比較公法・国際法研究所の Agora Meeting にて、2024 年 7 月 10 日に報告した。

最近の非国家主体に対する自衛権をめぐる議論に武力行使禁止原則の二元的理解がいかに貢献するかについては、2024 年 10 月 19 日に京都大学国際法研究会にて報告する予定である。

さらに、2024 年 12 月には、本研究成果の一部を含む単著（題名未定）が、京都大学学術出版会から出版される予定である。

■研究課題名

法社会学との関係における民法学の方法に関する研究及びその身分論への応用

研究代表者：

池田悠太 (東北大学・准教授)

派遣先：

フランス共和国・パリ・パンテオン-アサス大学 (パリ第2大学)

実施期間：2022年9月1日～2024年8月31日

【研究の概要】

本研究のうち、法社会学との関係における民法学の方法に関する研究は、まず、法社会学の方法に関する研究を前提とする。それはまずは、パンテオン-アサス大学において民法学者が担当する複数の法社会学の講義・演習に参加することによって、遂行された。また、民法学の方法に関する研究は、フランスにおける議論状況を念頭に置きながら、日本の民法学の方法について考察することによって主に行われた。それは、フランス語の論文「日本における民法(学)と社会」をフランスの *Les Cahiers Portalis* 誌に公表し、パンテオン-アサス大学法社会学研究所の主催する研究会においてフランス語の講演「日本における(裁判官の)解釈」を行ったことに結びついており、それによって、フランスの研究者との対話も可能となった。日本の民法学の方法に関する検討は、必然的に法社会学との関係に関する検討を含むものであった。それに対して、今日のフランスにおける法社会学と民法学との接続は必ずしも見出せなかったが、民法学者が社会に向ける視線の例を実感することができた。

方法に関する研究の身分論への応用のためには、まず、講義の聴講や教科書の通読を通じてフランス法についての体系的な知識を得たうえで、一方で、日本における身分論についての検討を、フランスにおける議論状況を念頭に置きながら行い、2023年12月には「中川善之助の家族法学に関する一考察」、2024年1月には「我妻榮の家族法学に関する一考察」という2つの日本語論文を脱稿した。いずれも近刊の予定である。身分論との関係で、社会学に対するそれぞれの向き合い方も明らかにできたと思われ、重要な例を得られたと思われる。他方で、フランスにおける議論としては、再構成家族に関するものの検討を、日本における議論状況を念頭に置きながら行った。2023年3月14日及び同年4月17日には、パンテオン-アサス大学法社会学研究所が主催する「21世紀の再構成家族」と題するコロックが開催され、そこで「日本における再構成家族」と題する報告を行うとともに、フランスの立法者や民法学が、家族の再構成という現象を観察し、そこに法的にも意味のある問題を見出し、法に反映させるさまを、親族法・相続法を中心とするフランスの実定法に即して、知ることができた。方法論と身分論との一般的な接続につながる基礎を得られたものと思われる。

国際交流実績報告書

研究者の招聘

目次

2024年度に受理した報告書（五十音順）

2024年度助成分

関 耕平（島根大学法文学部・教授）…………… 75

2024年度助成分

■研究課題名

東アジア型の持続可能な農業・農村モデルの確立に向けた実証研究

研究代表者：

関耕平 (島根大学法文学部・教授)

招聘研究者：

胡霞 (中国人民大学経済学院・教授)、**劉曉君** (中国人民大学経済学院・博士課程学生)

実施期間：2024年10月26日～2024年11月17日

【研究目的と概要】

本研究の目的は、日中両国の比較研究にもとづいた「東アジア型の持続可能な農業・農村モデル」を実証的に明らかにすることである。島根県内において萌芽的に展開している「持続可能な農業・農村モデル」を日中比較の観点から事例分析し、胡霞教授がこれまで取り組んできた「農業・農村における近代化・現代化の日中比較」の研究成果と総合化することで、「東アジア型の持続可能な農業・農村モデル」を明らかにすることを目的としている。

具体的には、以下の三つの研究領域を設定して、地域調査を実施した。

- ①環境的持続可能性：農薬や肥料の大量投入といった農業の近代化手法の転換とアグロエコロジーや有機農業といったオルタナティブな農業生産方式の検討。
- ②経済的持続可能性：農家家計の維持と再生産に向けて、高付加価値化や所得保障政策など、収入増加のための方法・施策の検討。
- ③社会的持続可能性：農地の相続や農地所有形態といった制度的要因を背景とした農村社会の編成と安定のための地域組織・制度や住民意識の検討。

【調査内容及び成果】

①環境的持続可能性：島根県邑南町においてアグロエコロジーを実践している長谷川敏郎氏の一年間の営農サイクルについて聞き取りを実施した。生産コストの低減が実現されていること、消費者との信頼関係に基づく販路維持と高価格での流通確保が可能になっていることが明らかになり、環境的持続可能性のみならず、経済的持続可能性が確保されていることが解明された。また、有機農業に取り組む柿木村における調査においても、独自の認証制度の確立で消費者との信頼関係を構築するなど、同様の実態が明らかになった。

②経済的持続可能性：島根県雲南市の農事組合法人フレッシュファーム神代を調査した。同法人は、農産物加工に取り組むことで地域の所得を確保するとともに、地域サロンや小売店の運営を行う地域自主組織を編成するといった多業化によって、地域福祉の担い手としても地域内で役割を果たしていることが明らかになった。このように、経済的持続可能性が、社会的持続可能性を支えるうえで重要な要素であることを解明した。

③社会的持続可能性：島根県中山間地域研究センターにおける集落データの分析結果についてレクチャーを受けた。周辺地域ほど高出生率となり、人口の再生産が可能となっている要因について、住民意識の観点からの研究が進展している現状について知見を得た。

講演会等実績報告書

目次

2024年度に受理した報告書（五十音順）

2024年度助成分

尾崎 祐介（早稲田大学商学大学院・教授）	77
金 春（東京大学大学院法学政治学研究科・法学部・教授）	79
林 智良（大阪大学大学院法学研究科・教授）	80

2024年度助成分

■講演会等の名称

The Second Waseda Summer Workshop in Finance

研究代表者：

尾崎祐介 (早稲田大学商学大学院・教授)

主催団体名/代表者名：

早稲田大学産業経営研究所/中出哲

主な講演者名：

8月1日の講演者：

Shanshan Wang (Hitotsubashi University)、Yuchen Wang (Kyushu University)、

Lewen Guo (Waseda University)、Chengcheng Qu (Ritsumeikan Asia Pacific University)

8月2日の講師：

Charles Martineau (The University of Toronto)、Yoshio Nozawa (The University of Toronto)

8月3日の講演者：

John Kuong (Chinese University of Hong Kong)、Jun Aogyai (HKUST)

Konstantin Sokolov (University of Memphis)、Jie Qin (Ritsumeikan University)

Yusuke Osaki (Waseda University)

8月3日の討論者：

Katsumasa Nishide (Waseda University)、Yoshihiko Tanigawa (Waseda University)

Wataru Ohta (Osaka University)、Yuki Shigeta (Tokyo Keizai University)

会場名：

早稲田大学

実施期間：2024年8月1日～2024年8月3日

【講演会等の概要】

本ワークショップの目的は、日本と海外の研究機関に所属しているファイナンス研究者が交流する機会を提供することである。そして、その交流を通じて、日本のファイナンス研究の水準を高めることである。その目的のために、両方にとって都合の良い7月下旬から8月上旬に開催を検討して、諸般の事情を考慮したうえで、今年度は8月1日から3日の開催とした。今年度の新たな試みとして、若手研究者の研究報告を初日に設定したことである。ファイナンスに関する学会では若手研究者の報告が少なく、日本のファイナンス研究を盛り上げるためには若手研究者が重要であると考えたからである。また、首都圏以外の報告者に旅費と滞在費の支払いを行って、ワークショップに参加しやすいようにした。二日目は、トロント大学の野澤氏、Martineau 氏に最先端の研究について自身の研究などを踏まえながら講義をしてもらった。この講義には、初日の報告者のみならず、学会などを通じて若手研究者に広く参加を呼びかけた。これからのファイナンス研究を盛り上げる若手研究者が刺激を受け

てもらいたいと考えたからである。最終日は、昨年度と同様に研究報告をした。今年度はマーケットマイクロストラクチャー分野を中心に研究の一线で活躍する研究者を集めることができた。このワークショップは今年度が二回目の開催であるが、来年度以降も開催を続けていく予定である。日本でファイナンスに関する世界水準の国際ワークショップは行われておらず、このワークショップはその受け皿となる可能性がある。高水準のワークショップを日本で続けて開催していくことが、日本のファイナンス研究の水準を高めるための最良の方法であると考えている。一方で、ワークショップを続けて開催していくためには、安定的な財源の確保などいくつかの課題もある。今年度は、知己の研究者を集めるなどすることで、一线で活躍するファイナンスの研究者を集めることができたが、今後は、ワークショップの目玉となる招待講演者などの招聘が必要となる。今年度の経験を生かして、来年度以降のワークショップにつなげていきたい。

■講演会等の名称

東アジア倒産再建シンポジウム（第15回）

研究代表者：

金春（東京大学大学院法学政治学研究科・法学部・教授）

主催団体名/代表者名：

東アジア倒産再建協会日本支部/阿部信一郎（会長）

主な講演者名：

王衛国（中国政法大学元教授）、**Ahn ByungWook**（ソウル回生裁判所判事）、**中井康之**（堂島法律事務所弁護士）

会場名：

大阪府立国際会議場（グランキューブ大阪）

実施期間：2024年11月16日～2024年11月17日

【講演会等の概要】

2024年11月16日（土）と17日（日）の二日間にわたり、東アジア倒産再建シンポジウム第15回大会が大阪で無事に開催されました。今回は、日本での対面開催がコロナ禍以降初めてということで、東アジア倒産協会日本支部および事務局のメンバー一同、緊張感を持ちながら準備を進めてまいりましたが、関係者のおかげで、滞りなく終了することができました。

本シンポジウムの開催にあたり公益財団法人野村財団、関係の法律事務所、会計事務所、監査法人、企業の方から、手厚いサポートと協力をいただきました。また、日中韓三か国の同時通訳者の方々、受付業務など大会運営を支えてくださった同志社大学、大阪大学、京都大学の留学生や日本人学生・卒業生の皆さまにも、多大なご協力をいただきました。チェア、スピーカー、パネリストとして貴重なご意見やご発表をいただいた実務家や学者の先生方、フロアからご発言いただいた裁判官をはじめとする参加者の皆さまにも多大な貢献をいただき、大変充実したシンポジウムとなりました。

今年の議題では、担保権の処理、消費者被害、財産評価、国際倒産、私的整理、不動産開発会社の倒産問題といった難しい論点が取り上げられました。これらのテーマの一部は過去にも議論されてきましたが、倒産に関する実務や理論の課題は年々複雑化しています。そのような中で、法体系や文化が類似する日中韓三か国の実務家と研究者が、それぞれの国の言語を用いて一緒に議論し、悩むことで、問題解決の糸口が見え、倒産実務や理論の進化も図られております。

本シンポジウムの参加者は日中韓で年々増加しており、若者が倒産事務と理論に興味を持つ重要な場所ともなっております。本シンポジウムに手厚いサポートをしてくださった野村財団に改め御礼を申し上げます。

第77回国際古代法史学会 (SIHDA) 大阪大会

研究代表者：

林智良 (大阪大学大学院法学研究科・教授)

主催団体名/代表者名：

SIHDA大阪委員会

主な講演者名：

大久保健晴 (慶應義塾大学・教授)、**西村重雄** (九州大学・名誉教授)

ジャン＝フランソワ (ジュルカン・リエージュ大学(ベルギー)・教授)

パスカル・ピシヨナ (フリブール大学(スイス)・教授)、**カイウス・トゥオリ** (ヘルシンキ大学・教授)

会場名：

大阪市中央公会堂、大阪大学中之島センター

実施期間：2024年9月23日～2024年9月28日

【講演会等の概要】

9月23日午後大阪市中央公会堂大集会室にて開会宣言、開会の辞、招へい研究者による基調報告2件(慶応大学教授・大久保健晴「近代日本における国民国家建設にあたってローマ法研究が有した意義(英語)」、九州大学名誉教授・西村重雄「なぜ人は『学説彙纂』において未だ新しい発見をなすのか — スカエウオラ法文『学説彙纂』第42巻8章21法文に対するささやかな覚え書き(ドイツ語)」)及び九州大学小川拓郎と学生チームによるオスティア古代遺跡景観の3D再現及び映写。9月24日-27日大阪大学中之島センターにて、4分科会に分かれてパラレルセッションを行った。使用言語は英語・仏語・独語・西語・伊語であった。LEX(制定法)とIUS(法)の関連を共通テーマとしており、そのテーマに沿った発表も多数行われたが、他方で自由発表も学会の伝統として許容されており、それにより多彩なテーマでの発表が行われた。パネルのテーマには、日本の近代法学と西洋古代法を基底とするところの西洋近代法との出会・継受も含まれる。基調報告(大久保)の内容とも相まって、近代西洋法と近代日本法そして両者に通底する古代法という問題関心からの議論がとりわけ深まった。会議の参加者は、日本より43名、国外より140名で総計183名を数えた。国外からは、英独仏・ポーランドなど欧州各国にとどまらず、南アフリカ、チリやアルゼンチンなど南米諸国、米国、中国や韓国など30に及ぶ多彩な国・地域からの参加を得た。基調報告に加えて、パラレルセッションでの個別報告では125件の報告を得た。LEX(制定法)とIUS(法)の関連を共通テーマとしており、そのテーマに沿った発表も多数行われたが、他方で自由発表として多彩なテーマでの発表も行われた。パネルのテーマには、日本の近代法学と西洋古代法を基底とするところの西洋近代法との出会・継受も含まれる。基調報告(大久保)の内容とも相まって、近代西洋法と近代日本法そして両者に通底する古代法という問題関心からの議論がとりわけ深まった。

《非公募》

奨学研究員実績報告書

目 次

2024年度に受理した報告書（五十音順）

2024年度助成分

東京大学大学院法学政治学研究科	83
東京大学大学院経済学研究科附属日本経済国際共同研究センター	83

2024年度助成分

● 2024年度に野村財団の奨学研究員助成を受けて、東京大学大学院法学政治学研究科が行った活動は以下の通りである。

① 研究者：黄瑩瑩（東京大学大学院法学政治学研究科・博士課程3年）

滞在期間：2013年5月1日～2025年3月31日

研究課題名：中国破産法における債務免責制度に関する考察

② 研究者：全汝株（東京大学大学院法学政治学研究科・博士課程3年）

滞在期間：2017年4月1日～2025年3月31日

研究課題名：韓国の体制変化と戦後日韓歴史問題の展開

－日本の歴史関連発言をめぐる日韓交渉を中心として－

● 2024年度に野村財団の奨学研究員助成を受けて、東京大学大学院経済学研究科付属日本経済国際共同研究センターが行った活動は以下の通りである。

① 研究者：向山敏彦（Department of Economics・Georgetown University・Professor）

滞在期間：2024年6月10日～2025年7月19日

研究課題名：輸出ショックの伝播：大不況期の日本経済

② 研究者：Victor Peña（Department of Statistics and Operations Research・Universitat Politècnica de Catalunya・Assistant Professor）

滞在期間：2024年8月16日～2024年9月6日

研究課題名：Bayesian Econometrics, Statistical Computing

③ 研究者：Zhen Zhou（Tsinghua University・PBC School of Finance・Associate Professor）

滞在期間：2024年10月24日～2024年10月31日

研究課題名：Applied theory, information economics, and their applications in corporate finance, financial intermediation, and financial regulation

客員研究員実績報告書

目次

2024年度に受理した報告書

2024年度助成分

東京大学大学院経済学研究科 85

2024年度助成分

● 2024年度に野村財団の客員研究員助成を受けて、東京大学大学院経済学研究科が行った活動は以下の通りである。

①研究者： Carl Wennerlind (Barnard College, Columbia University・Professor)

滞在期間： 2025年2月14日～2025年2月23日

受入機関： 東京大学大学院経済学研究科

受入責任教官： 山本浩司 (東京大学大学院経済学研究科・准教授)

研究課題名： The Political Economy of Improvement in Early Modern Europe

研究設備実績報告書

目 次

2024年度に受理した報告書

2024年度助成分

東京大学大学院法学政治学研究科 87

2023年度助成分

東京大学大学院法学政治学研究科 88

2024年度助成分

- 2024年度に野村財団の研究設備助成を受けて、東京大学大学院法学政治学研究科が行った「東京大学法学部研究室図書室外国法令判例資料室」の整備は以下の通りである。

No.	タイトル	巻号 2024	受入冊数
1	Codes Dalloz		11
2	Collection des Juris-classeurs		15
3	Internationales Ehe- und Kindschaftsrecht	Lfg. 255-256	2
4	McKinney's consolidated laws of New York annotated		15
5	Osterreichische Verfassungs- und Verwaltungsgesetze		1
6	Restatement of the law	2024	2
7	Steuerrichtlinien : Textsammlung der Verwaltungsvorschriften des Bundes zum Steuerrecht mit Verweisungen und Sachverzeichnissen	Lfg. 190-193	4
8	West's annotated California codes		4
		合計	54

- 2023年度に野村財団の研究設備助成を受けて、東京大学大学院法学政治学研究科が行った特別講義は以下の通りである。

寄付講座「金融商品取引法（野村財団）」の設置以来、金融商品取引法に関する法の理論と実務について、比較法を含め多角的・総合的な研究・教育を行うべく、その一環として2018年以降毎年Aセメスターにおいて開講している「特別講義 金融商品取引法」（東京大学大学院法学政治学研究科・法学部の合併の科目／飯田秀総教授と加藤貴仁教授担当）を2023年度Aセメスターにおいても開講した。飯田教授および加藤教授による講義のほか、過去年度に引き続き、野村証券株式会社の実務家、および東京証券取引所の自主規制の担当者をゲストスピーカーとしてお招きし、金融商品取引法の理論・実務の最先端についての話をうかがい、金融商品取引法に関する理論と実務を体系的に理解するとともに資本市場のあり方を考察した。そのほか本年度初のゲストとしてTMI 総合法律事務所の宮下央弁護士にインサイダー取引規制についての講義をご担当いただいた。また最終回には、神田秀樹東京大学名誉教授・学習院大学法務研究科教授、ならびに預金保険機構の三井秀範理事長にもご講義を賜った。

（ご参考：以下は2023年度「特別講義 金融商品取引法」のシラバス）

- 第1回 開講の辞／本講義の概要ほか説明／証券会社の投資銀行業務について（ファイナンス・M&A）
- 第2回 総論（金商法の目的、体系、規制の概要、有価証券概念など）
- 第3回 金融商品取引業の登録制度、開業規制、業務規制、投資者保護基金など
- 第4回 行為規制：適合性の原則、説明義務など顧客保護に関する諸ルール
- 第5回 インサイダー取引規制
- 第6回 相場操縦、偽計、一般的詐欺禁止規定などの不公正取引規制
- 第7回 金融商品市場の仕組みと自主規制
- 第8回 開示①（発行開示）
- 第9回 開示②（継続開示）
- 第10回 委任状勧誘、大量保有報告制度、公開買付①
- 第11回 公開買付②
- 第12回 金融商品取引法のエンフォースメント
- 第13回 金融商品取引法の将来

また、コロナ禍で一時的に延期やオンライン開催となっていた国際会議・研究会等が再開され、2021年以来中国の清華大学との共催で持回り開催してきた中日商事法研究会を2023年9月東京大学にて対面開催した。過去の同研究会の成果の一部を含む書籍（神田秀樹＝朱大明編『中国商事法研究第1巻 中国証券法制の理論と実務』[商事法務]）も2023年9月に出版された。さらに、アジア会社法フォーラムにアジア諸国の大学とともに創立メンバーとして参画し、コーポレートガバナンス等の意見交換を行った。

社会科学助成実績報告書

第 39 輯

2025 年 5 月発行

編集及び発行責任者 公益財団法人野村財団

事務局長 小田 浩司

〒135-0061 東京都江東区豊洲二丁目2番1号

☎ 03-6741-6320

<https://www.nomurafoundation.or.jp>
